

令和 8 年 6 月 定例会 会議録

令和 8 年 豊郷町議会 6 月 定例会は、令和 8 年 6 月 5 日 豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 121 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めた者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	神 谷 節 子
税 務 課 長	近 藤 里 奈
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	山 田 篤 史
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	横 畝 莉生奈

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

中島議長 ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番、村岸善一君、8番、前田広幸君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる会議の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意してください。質問を行うよう、よろしくをお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 はい。

中島議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 おはようございます。それでは、一般質問をいたします。

まず、旧豊郷小学校群の観光実態把握に向けた実証実験について町長に問います。

新聞やテレビで、豊郷町は観光資源を生かした効果的な誘客につなげようと、顔認証技術を活用し、旧豊郷小学校群と近江鉄道豊郷駅で来場者の属性分析を始めるために実証実験を行うなどと報道をされましたが、その実証実験の詳細について説明を求めます。

75歳以上を対象にした人間ドック補助を求めるについて、町長に質問いたします。

再度75歳以上の後期高齢者を対象にした人間ドック補助を町独自の事業として実施することを求めます。

3点目。介護保険の福祉用具貸与、特に介護予防福祉用具貸与について、町長に問います。

介護保険の生活環境を整えるサービスの1つとして、福祉用具貸与事業があるが、次の点について明らかにされたい。1つ、貸出しの対象となる品目。2つ、全体の貸与件数と品目別。

4 点目、移動支援事業について、町長に問います。

障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業サービスの 1 つとして、障害のある人の地域での自立した生活と社会参加を促すことを目的にした移動支援事業がありますが、次の点について明らかにされたい。1、町が認定している事業数と法人等の形態。2、サービス利用料金はどのように設定をされているのか。

最後に、ごみ減量と新しいごみ処理施設について、町長に問います。

広域行政組合で、今、新しいごみ処理施設について議論をされていますが、ごみ問題の要はどれだけごみを減らすかにありますが、次の点について明らかにされたい。1、企業系ごみが増えていると聞きますが、具体的にどれだけ増えているのか。2、企業系ごみはどのように収集され、どのようにカウントされているのか。3 点目、新しいごみ処理施設について、6 月 1 日の広域行政組合臨時会でその方向が示されたのかどうか。示されたのであれば、その説明をお願いいたします。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、10 番、鈴木議員の旧豊郷小学校群の観光実態把握に向けた実証実験についてのご質問にお答えをします。

今回の実証実験は、ゴールデンウィークの始まる 4 月 29 日から 9 月の末までの約 5 か月間、旧校舎の玄関、観光案内所の入り口、豊郷駅に計 3 台のカメラを設置し、顔認証技術を用いて、1 日の来場者数、来場のピーク時間帯、来場者の性別、時間帯別の来場者数、それと年齢層を把握して、より正確な来場者数の把握を行うものです。これにより詳細なデータが取れましたら、今後の方向性を決める上での大切な資料になると考えています。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

医療保険課長 はい、議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質問のうち、2 つ目の 75 歳以上を対象にした人間ドック補助を求めるのご質問についてお答えします。

現在、本町における人間ドック費用の助成対象は、国民健康保険に加入されている 35 歳以上 75 歳未満の方であり、その一部については、県補助金を活用して実施しているところです。一方、75 歳以上の方は、後期高齢者医療制度の加入者であり、人間ドックに関する助成については、本来、後期高齢者医療広域連合において制度化されるものであると考えております。しかしながら、各市町の

意見を踏まえた上で、人間ドック補助は実施されておられません。先の議会でお答えさせていただきましたとおり、現段階では、補助金などの財源がなく、全額一般財源による負担となりますことから、本町独自の補助については実施する予定はございません。

以上でございます。

引き続きまして、3つ目の介護予防福祉用具貸与について問うのご質問についてお答えします。

1つ目の要支援1、2の方が貸出しの対象となる品目ではありますが、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助づえ、自動排せつ処理装置、尿のみを吸引するものは利用が可能となっております。

2つ目の貸与件数と品目別につきましては、直近一月当たり貸与件数33件、品目別については、重複しますが、手すり26件、歩行器12件、歩行補助づえ8件でございます。

以上でございます。

保健福祉課長 はい、議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の移動支援事業について問うのご質問にお答えさせていただきます。

そのうち①でございますが、町が認定している事業所数は15事業所で、形態は、社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、株式会社、合同会社、有限会社でございます。

②のサービス利用料金はどのように設定されているかでございますが、料金等につきましては、町の障害者移動支援事業実施要綱にて定めており、また、湖東福祉圏域として、彦愛大地域で一定のルールづくりをしており、統一した料金設定をしております。

以上でございます。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のごみ減量と新しいごみ処理施設に問うについてのご質問にお答えをさせていただきます。

①の企業系のごみの増加についてですが、リバースセンターの実績による数字で回答をさせていただきます。リバースセンターに持ち込まれる企業系の一般ごみ量は、令和7年度は561.12トンで、令和6年度が530.10トンでしたので、前年比105.9%です。令和4年度の403.55トンと令和7年度

を比較すると、この４年間でも約１５８トン増加しており、１３９％と大幅に増加しております。

②の企業のごみにつきまして、企業のごみは事業系の一般ごみとしてリバースセンターで処理をされています。リバースセンターへの搬入は、企業がリバースセンターに直接搬入する方法と、企業がごみ収集運搬事業所と契約してリバースセンターに搬入する方法があります。契約の運搬事業者が各企業へごみの収集を行いますので、豊郷町内に限らず、契約の事業所を回るため、リバースセンターでは回収車両の運転手がごみ袋数を町別に記入をしております。その回収ごみのキロ数を袋数で案分し、各町の事業系ごみ量としてカウントされています。

③の新しいごみ処理施設についてですが、一部事務組合のご質問ですので、彦根愛知犬上広域行政組合に確認しました内容をもって答弁とさせていただきます。現在、費用縮減を図る観点から、熱回収施設を基本とした施設構成について検討を進めております。施設整備費の中でも大きな割合を占める焼却炉の規模やアクセス道路の整備について、事業費の精査を行っている段階です。本年８月頃をめどに、広域行政組合議会に対して一定の方向性をお示しできるよう取り組んでまいりたいとの組合からの回答でしたので、これをもって答弁とさせていただきます。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

鈴木議員 はい。

中島議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、実証実験についてですが、この４月２９日から９月までの５か月間、３台のカメラを使って調査するということでした。今回の実証実験、報道では来場者の属性分析とされています。属性というのは、人間の場合でやっぱり氏名、年齢、住所、職業、そういったプロフィール情報を指すと言われていまして、こういう実験で言われるのは、どの属性を切り口にするかで結論が違ってくというふうに一般的にと言われていまして、どの切り口で設計するのかが大切なんだというふうに指摘をされているんですが、一般的です。これ一般論として。実験の方法はよく分かったんですが、そういう意味では、どういう切り口を設計しようと設計されたのか。例えば先ほどの回答ですと、１日の来場者数とか時間帯とか、それは分かりますが、カメラで年齢まで分からない。分からんのちゃうかというふうに思ったりもするんですが、要するにどういう切り口で設定されて、どのように活用しようとしているのかが大事だというふうに言われるんですが、

その点でもう少し詳細な説明があれば、お願いをしたいと思います。

それと、もう1点は、報道、今も回答にもありましたけども、今後の活用の参考にしたいと。報道では分析結果を基に、町は年代、性別に応じたイベント企画などを進める予定と、ここではイベントというふうに限定をされているんですが、あるが、分析結果がいつ頃まとめられて、そして、社会実験の利活用の方向性がいつ頃出される予定なのかをお願いをしたいと。

最後に、3月議会の議論で、本町の財政が非常に厳しいという状況が、繰り返して執行部からありました。であれば、企業のことはいかにして自主財政、自主財源を生み出していくのかという点にあらうかと思います。その点から、この実証実験をして旧校舎群を観光資源として自主財政を生み出す施策を打ち出してはどうかというふうに思うんです。単なる報道にあったイベント企画だけではなく、基本的に旧校舎群をどう活用していくかの視点で計画をまとめていくべきではないかと。具体的な1つとして例えば、豊郷小旧校舎群の来場者誘客数については、確か数年前の議会で旧豊小群について質問をしたときに、当時3万人ぐらいだったという回答があったような記憶をしていますが、まず、そのときにもずっと求めてきますが、駐車場を有料化してはどうかと。仮に、旧校舎群の車で来場者が1万人で500人で設定して、これで500万の自主財源ができる。また、駐車料だけじゃなしに旧校舎群全体の観覧費というか、観覧料というか、見学料っちゅうか、何でもいいですが、そういうのを設定するんも1つの案として検討してはどうかというように思う。4つ目、よく旧豊小、絵を描いていますよね。今、私も少し関わっていましたが、今、映画の撮影は滋賀ロケーションオフィスが中心になってやられていますが、例えば映画を撮影する場合の設定料を設けるというのも1つの案だと思いますし、最後に、この前もプロの撮影者が豊小群の入り口で、傘を立てて撮影しているのを見かけましたが、例えばそういう撮影料を設定するとか、いろんなことが考えられると思うんですが、ぜひいずれにしても、この旧校舎群のランニングコストが大体毎年1,000万から1,100万ぐらいのランニングコストですから、それをカバーする、最低それをカバーするような方向を、せっきゃく実証実験をされるのであれば、そういう方向を検討を求めますが、回答を求めます。

総務課長 はい、議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、属性の件でございますが、基本的には個人情報扱わない形で性別と年齢層を撮ります。最近の顔認証技術は非常に優秀ですので、ほぼほぼ年齢層もほ

ば正確に識別をしてもらえるということになっています。もちろん例外はありますけども。それと、それで撮りましたデータの活用について、報道の方ではイベント企画にということで報道もされておりましたが、その記者発表の際には、またイベント企画だけではなく、今後の方向性を決めていくための資料にもしたいということも明言を町長がされておられます。議員のおっしゃるとおり、そのデータを用いまして、自主財源を生むような運営方法ができるか否かも含めまして、数字を見てから検討をしたいと思います。一定の数の入場者数があるならば、そういう方向も考えられますが、あまり芳しくない数字ですとそれも難しいというような、結果を見てみないと何とも言えない部分がありますので、見たいと思います。

また、じゃ、結果はいつ出るかということでしたけれども、それにつきましては、9月末まで撮っておりますので、協力していただいている企業さんとも含めまして、できるだけ早く答えを出したいなというふうに思っております。

最後に、自主財源のところら辺のご質問でしたけれども、ロケにつきましては、オープン当初からロケに使う場合という料金設定をさせていただいて、料金を頂いております。長期のロケになりますとかなりの額の使用料というのか、貸館料を頂いている作品もございましたので、それは頂いておりますし、3月議会に料金改定させていただきましたので、今後また、より多くの利用料が入ってくるんじゃないかと思います。

また最後に、駐車場とか入場料の話でございましたけれども、これにつきましても、図書館であったり、子育て支援センターであったり、そういう町民が日常的に使う施設も同時にあることから、なかなか当初は難しかったというのが現状でございますが、最近では先ほどの顔認証の技術の発達等も含めまして、いろいろ技術的に当時はできなかったことが最近できるようになってきている部分もございますので、それも併せて検討できたらなというふうに考えております。

以上です。

中島議長 再々質問。

鈴木議員 次、行きます。

中島議長 次、行きます。はい。

鈴木議員 次に、人間ドックの補助の問題ですが、現段階では実施が難しいと。県の広域連合の事業としてというお答えだったと思います。これも再度ということで、質問で書かせていただきました。昨年の12月議会では、これも回答にありましたが、国民健康保険では人間ドックの受診に係る助成制度があるのに、本来75歳で年齢が高くなるほど必要だと思うのに、それが後期高齢者になると助成がな

いのはどうなんだろうと、おかしいんじゃないだろうかという提案をして、初めて質問をさせていただきました。3月議会の組替えの修正案を提案させていただいた中にも、その問題を、助成を取り入れていましたが、この問題についてとか、こういうことを今やったらどうかということを町に質問しているんだということを周りの人たちに話しますと、ほれはやっぱり何とかしてほしいなと。年いったらやっぱり余計えらいやろけという話がたくさんあります。12月議会でもこれも再度になりますが取り上げましたように、豊郷病院の健診費用が豊郷病院で約3万8,000円、国保の助成が2万6,000円になっていますから、こういうのを制度設計したらどうかというふうに提案をさせていただきました。

後期高齢なんか難しいということでしたので、調べてみますと、大阪府の後期高齢者医療連合会がこの事業で実施をされていまして。その要綱を見ますと、大阪では人間ドック費用受診助成事業として実施をされ、その要綱を見ますと、助成対象者は受診日時に、当然ですが広域の保険者であると。次に検査区分として、身体計測、生理、生化学、血液学、血清学、尿などが対象とされています。助成の流れとしては、一旦費用全額を受診者が自己負担して、これは大阪府の広域連合ですから、例えば滋賀県でいえば、住んでいる市町、うちの豊郷町で診査するということになっていて、助成額は、国保と同額の2万6,000円が助成対象になっていると。

このように調べてみますと、広域連合でも実施しているところがあります。ほかにももっと全国ではあるかもしれません。そこまでまだ拾いきれていませんので。ただ、言えることは、年齢が高くなるほど健康のリスクが高くなるというのは、これは自然の摂理だと思います。高齢者の健康を守り、健康な状況を把握し、予防活動を高め、医療費の節減のためにも、ぜひこの事業の実施、検討をお願いしたいと思いますが、再度回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

滋賀県後期高齢者医療広域連合の見解の方を申し上げます。後期高齢者の多くはかかりつけ医を持ち、定期的に受診されていることが多いので、網羅的な人間ドックを受けるよりも、かかりつけ医の見立てによって必要な検査項目を絞って実施する方が、より妥当であると考えておられます。また、人間ドックの検査内容は医療機関によって異なりますが、主な内容としましては、血圧測定、生活習慣病等に着目した血液検査、尿検査及びがん検診などがあ

ります。これらの検査の一部は後期高齢者健康診査で実施しております。さらに、がん検診についても、健康増進法に基づき、市町が後期高齢者に対して実施しております。以上のことから、被保険者の方々には、健康診査の受診を積極的に勧奨してまいりたいと考えておられます。本町としまして、被保険者の方々には、後期高齢者健康診査の目的の1つであります生活習慣病の重症化予防とフレイル予防の早期発見を目的といたしました健康診査の受診を勧奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中島議長 再々質問。

鈴木議員 いや、次。

中島議長 はい。

鈴木議員 福祉用具の貸与の問題ですが、貸与ですが、非常に月ごとで貸与件数と品目もたくさんあると。項目別には言いませんけど、たくさんの方が利用されているんだなということは分かりました。質問するのに、こういうのをみんなのあんしん介護保険という手引を頂いたんですが、分かりやすい利用の手引と書いているんですけど、これなかなか非常に分かりにくかったです。そもそも介護保険制度自体が非常に分かりにくい仕組みですから、なかなか一般の人には分かりにくいんだろうなというふうには思います。

今回質問をしましたのは、要支援1の方から相談がありまして、どうしたらいいんだろうというて相談がありましたので、質問させていただきました。この手引によれば、例えば要支援1、2の方が利用できる福祉用具の対象となるのは、要支援1と2の場合ですが、スロープ、歩行器、歩行補助つえになっています。相談があった方は、ヘルパーさんが来てベッドに手すりをつけたら、その1週間後に、1週間かどれぐらいか期間は分かりませんが、取りあえずは試験期間ちゅうか、何とか期間ということで、その後は買ってもらうか貸与にするか、何かそれを決めてもらわなあかんねやというようなことを言われたそうですが、そういう制度自体がなかなか分かりにくいというので相談があったんですね。どうしたらええんやというので相談があったんですが、例えばこの要支援1の方が来られて、試験というか何か手すりを一遍つけてみた。その後はどういう福祉、この貸与について流れになるのか教えていただければと思います。実際問題。

2つ目は、これも調べてみたんですが、福祉用具の貸与については、厚労省の方で福祉用具貸与価格適正価格表推進事業というのがあって、ここでそれぞれの貸与品目について適正価格ちゅうのが設定されているというふうなことが分かりまして、それも引いてみましたが、その平均価格を基に、貸与価格の上限

額が設定されているという説明がありましたが、本町が認定している業者が、福祉用具貸与価格適正価格推進の価格を基に貸与価格の設定しているのかとか、その点は町が把握をされているのかどうか、その点だけお答えをお願いします。

医療保険課長 議長。

中島議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

手すりを設置した後の流れについてでございますが、おっしゃるとおり、介護保険制度の福祉用具には貸与がございますので、要支援１、２の方については貸与の対象となっております。おっしゃいます最初の期間につきましては、ある一定業者さんのお試し期間という形で、利用者さんが持ってこられた品目について、正しく利用されているものであるのか、手すりでもいろんな種類がございますので、それを置くことによって、危険もなく利用されているのかどうかというのを知っていただくために、ある一定お試し期間という形で、あとは月々のサービスを利用されることにあっては保健サービスになってまいりますので、その期間を設けられているものと思っております。

また、福祉用具の平均価格でございますけれども、福祉用具の貸与をする事業所につきましては、指定を受けた事業所を利用する必要が出てまいります。その指定をさせていただいておりますのが県となっておりますので、当初において指定の方をしてございません。つきましては、貸与価格につきましても事業所によっては異なってきておりまして、全ての事業所を金額的なものについて把握することは困難となっております。

また、おっしゃいます国の方が全国平均でありましたりとか、上限額を公表しておりますので、また、手すりについても様々なものが出てきているのが現状でございます。よく使われている事業所につきましてはの比較となりますが、一例を申し上げますと、平均貸与価格が２，７３８円、上限貸与価格が３，１２０円となっております手すりにつきましてはの商品については、事業所１社につきましては２，５５０円、もう１社につきましては３，１００円の貸与価格となっておりますので、上限額を超える貸与価格がなかったものと認識しております。

以上です。

鈴木議員 じゃ、次行きます。

中島議長 はい。

鈴木議員 移動支援事業の問題ですが、利用料金が、豊郷町障害者移動支援事業実施要綱で定められているという回答でしたので、これについては少し後で、もう少し詳しく質問したいと思うんですが、その前に１つは、移動支援事業で先ほども言い

ましたけども、移動が困難な人に対して、ガイドヘルパーが行う外出支援サービス等とされています。ただ、ガイドヘルパーさんは移動支援従業者と呼ばれて、障害の種別に応じた養成研修を終了することで、資格を修了することかできますが、町によってはガイドヘルパーに限定しているわけではなく、市町村によつたらガイドヘルパーではなくても、事業に従事できるというふうになっているようですが、その点、うちの町ではその点がどうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目は、移動支援は非常に難しい計算があるようで、支援の方法、外出先の範囲から支援の方法や、どこへ外出するかという外出先の範囲から、どれだけの利用者の費用負担になるかまで、地域によってサービスの詳細が違っているというふうに言われています。例えばそのうちの1つですが、利用時間についても25時間から50時間という、自治体によって、その町によって非常に大きな幅があるのが実態だそうですが、まずこの点、本町の利用時間の上限は何時間になっているのか、まずこの2点、回答をお願いしたいと思います。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

養成研修のご質問でございますが、本町の移動支援認定の際には、視覚障害者の移動支援を実施される場合、養成研修修了の有無を確認しております。

もう1点、本町の利用時間の上限でございますが、原則上限30時間となっております。

以上でございます。

鈴木議員 再々質問。

中島議長 はい、再々質問。

鈴木議員 視覚障害者、ガイドヘルパーさん以外にそういう特殊な障害の方は、それはおられるということでした。それから、上限が30時間、ちょうど25時間から50時間の幅がある中でちょうど30時間というたら、ちょうど中間に設定されているのかなと思ったんですが。先ほど、豊郷町障害者の料金がどう定めているのかということでの回答が、豊郷町障害者移動支援事業実施要綱、これに基づいて料金を設定しているというお話でした。過日、実は現場のガイドヘルパーさんにいろいろ現場の状況をお聞きしたんですが、現場で一番把握しているのが、いわゆる2時間ルールというのが一番現場で混乱しているようです。例えば2時間ルールというのは、先ほども言いましたが、利用の範囲が違うんやったら、利用時間が2時間未満であれば、それぞれの支援時間が合算をされる。2時

間以上の場合は別々のサービス提供時間として計算されるところがあつて、これが時間ルールと呼ばれていると。これをどう運用するかが、実は事業者に今任されているんですね。混乱が起きている。例えばこの要綱を見ますと、豊郷町障害者移動支援事業実施要綱の1番2の単価表という表があるんですが、これを見ますと、30分以内の個別支援が1,670円、2時間以内の1対1の個別支援だと5,550円が単価になっている。ところが、これをどういうふうに計算するか業者によって違うっちゃうんですね。2時間を30分を4回やっただと。30分、30分、30分、30分としますと、これが1,670円の4倍ですから6,680円になるんです。これをここでいう2時間以内の連続のといつてとってもらうと5,150円になる。1,530円違ってくると。ここの運用、請求が事業者に任されているということで、利用者の方から、何でそんなに業者によって違うんやという声がたくさんあるそうです。一番ここが問題なんですね。私の話をお聞きしたヘルパーさんは、利用者が非常にこの2時間ルールの、例えばほかにもあるんですが、利用者さんが困ってはるというので、できれば、例えば利用時間が25時間から50時間とガイドラインが設定されていて、うちの町はその平均の30時間取っておられるということですから、2時間ルールについても、せめて例えば、車を利用した場合の利用料金のガイドラインをやっぱり定めていただけないかというのが現場の声でありました。もう少し具体的に言いますと、例えばここから滋賀医大とか守山の小児科に行くと、2時間ぐらいかかるわけですね。2時間かかって診察が30分だったとすると、支援時間は30分になる。それからまた2時間かかって、こっちへ帰ってくるのがある。その2時間分をどう計算するかで全然利用者が違ってくるっちゃうんですね。という実態があると。それで困っているんやという現場の方のお話です。ぜひ一度、先ほどのお話でも全体で統一して料金の設定をしているというようなお話でしたので、ぜひ、そういう現状を提起していただいて、どこかでガイドラインを設定するような検討をお願いしたいと思うんですが、回答お願いいたします。

保健福祉課長 議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

移動支援事業に関しましては、利用者の利便性やサービスの公平性を確保するために、福祉圏域において統一した考え方にに基づき運営をしております。このたび頂きましたご意見を踏まえ、制度の趣旨や取扱いについて事業所間での認識に差が生じることのないよう、改めて周知を行うなど、適切かつ公平なサービス提供となるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

中島議長 はい、次、行ってください。

鈴木議員 最後の問題ですが、ごみの問題ですが、いつも、回答ありがとうございました。企業系のごみが130、約140%ほど、この数年間でも増えているということでした。やっぱりいつも申し上げていましたが、ごみ問題の要は、どれだけやっぱり住民や企業のごみの量を削減できるかと。もうここにかかっていると言ってもいいぐらいと。先ほど大幅に増加しているということでした。私の手元にある、例えばそれに反して、豊郷町全体の減量目標と実績の乖離という資料を見ると、家庭ごみの燃やすごみは目標の1,043に対して実績が1,100ですから、ほぼ目標を達成しているんですね。つまり、住民の皆さんの努力は、ほぼ15%の削減目標を達成しているんですよ、実態は。ほうすると、うちの町のごみをどうするかは、企業系ごみをどうするかということにかかっているというふうに思います。

そこで3点お尋ねいたしますが、今現在、町内で企業系ごみとしてごみを出している企業がどれだけあるのか、どれだけの実業所なのか。

それから2つ目が、ごみ回収業者の中で、実際この企業系ごみを収集している業者はどれだけなのか。

それから、先ほど回答がありましたけど、リバースセンターの搬入時ですが、回答期日以前にもありましたような計量間違いっちゃんのが起こっていないのかどうか心配になったんですが、その点の回答をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ごみを出している企業の数ですけれども、回収業者を通じて住民生活課で把握しているのは72社です。令和8年度のごみの回収業者の数ですが、業者数は12社になります。

あと、測量がどうなのかということですが、ごみの収集車がリバースセンターで計量器に乗って計測しておりますので、計量の間違いはないと思うんですが、運転手の報告によるごみの袋数の案分になりますので、その分については誤差が出るかもしれないなというように思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

中島議長 再々質問。

鈴木議員 町内で企業系ごみとしてごみを出している業者が72業者、こんなにたくさんあるんだなというのが実感なんです。私もっと少ないと思ったんで。大きな例

例えばビッグさんとか、アキレスさんとか、そういうところのごみを企業系ごみかと思ったんですが、72業者というと、町内の小さな業者も含めての数になるんですね。かと思うんですが、そうすると、ますますこのごみをどうするかということですが、1つは今ありましたけど、企業系ごみのカウントが、運転手さんが集められている業者が、町内の72業者、72はどこかのごみを集めるだけじゃなしに、例えば愛荘とか甲良とか、そこの契約されとる業者を集めてからリバーセンターに行くと。そこの運転手さんが、これは豊郷、これは愛荘だということで分けて計量していると。ほんで、ほれが豊郷分だということですが、以前も同じような方法で少しグレーな状況があって、ごみの数量が訂正されたという状況があるんですが、やっぱりグレーだと指摘せざるを得ないと思うんですが、収集の方法やカウントの仕方について改善の余地があるのかなということを指摘しておきたいと思います。

最後に、新しいごみ処理施設の建設に向けて建設費を少しでも抑えるために、ごみ減量目標の見直しも検討されると聞いています。豊郷町では明らかになったように、今明らかにしましたように、企業系のごみをどのように減らしていくのかが、これが一番大きな鍵だというふうに思います。そこで、例えば、当面何ができるか。企業に協力を求めて減量に取り組んでいくべきだと思いますが、例えば当面は、今のような豊郷町の、今申し上げましたような実情を企業の皆さんに知ってもらって、ごみ減量に協力をしてほしいという協力の依頼を町長さんの名前で出すとか、そういう具体的な取組を始めていただきたいと思いますが見解をお願いしたいです。

もう1つ最後に、新しいごみ施設の方向性は、取りあえずは8月の広域行政組合の定例会までにさらに検討するというような、これが方向性だということでしたが、町長にお尋ねしたいのは、管理者会ではどのような議論があって、このような結論になって、また8月に向けて、これからどのような議論をされていくのか、説明をお願いできる範囲で結構ですので、説明をお願いできたらと思います。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質疑にお答えします。

おっしゃるように、前から業者の事業系ごみの中身を一遍調査をせいと。どういうものがうちから出ているのかっちゅうのは、しかしながら、なかなか担当の方ではつかみづらい面があるということで、今までずっときとってんけど、しっ

かりほやけど、つかまなんだら対応ができへんやろという話をしております。おっしゃるように、本当にこれ、町民の皆さんは減量にもものすごく協力的にやっていただいているので感謝をしております。そこで、おっしゃったように、町長名でしっかりこれ出ささせてもらいますし、ただ、今までは、ごみを皆さん方に回収しますよという感じでいろいろやってきました。しかしながら、剪定のくずから青い草を刈った、これまで燃えるごみで出ております。そこらをしっかりやはり今度は回収の中身を検討していかなければならないものかなということを、うちの町では、今話しております。

それで、1市4町ですけれども、こういう話はしてよいのか分かりませんが、いろいろものすごく差があって、難しい面がございます。減量でも、ほんまに取り組める町が、これあるのかなっちゅうところもありますし、取り組もうと思う姿勢のところもありますし、そういう形の中で、やはり1つにまとめて方向性をやっていくっちゅうのはやっぱり難しい、だから、難しい、だからなかなか結論が出にくい。しかしながら、どっかでしっかり皆さんがまとまってやっていかなければならないと思っておりますので、一步ずつやっぱり前進して、しっかりと、これおっしゃったように減量することが一番の使命だと思っておりますので、今後ともご協力賜りますようお願いいたします。

中島議長 次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 はい、議長。

中島議長 村岸くん。

村岸議員 それでは、久しぶりに質問させていただきます。防災対策と消防団活動を町長に問います。

本町では、消防団はなくてはならない団であります。日頃は、町民の生命、財産を守るために、予防活動やいろいろな訓練等に取り組んでいただいていることを深く敬意を申し上げます。そこで、消防団活動について問います。

1つ目、現在の消防団員は何人おられるのか。そして、その中に女性消防団員がおられると思いますが、何人がおられるか。これをお答え願いたいと思います。

2つ目に、消防団員が今、少ないと言われておりますが、団員の確保はどのようにしておられるのか、それもひとつお答え願います。

3つ目、毎年、防災訓練は執り行われておりますが、その中で、消防団はどのような訓練をされているのか。各字じゃなしに、町の団はどのような訓練をされているのか、これをお答え願いたいと思います。

4つ目、消防団員の中の体調管理は、本人がするのは当然であります。もしも持病のある方が団員なら、町はどのような対処をされるのか、それもお答え願

いたいと思います。

5 目、町内に防火水槽、消火栓、それと自然水利はそれぞれどれだけあり、点検はどのように行っているのかお答え願いたいと思います。

6 目、消防団と各字には自警団がありますが、その自警団との関係はどのように捉えているのかお答え願いたいと思います。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、7 番、村岸議員の防災対策と消防団活動を問うのご質問にお答えをします。

まず、1 点目の団員数ですが 38 名で、うち女性は 3 名です。

次に、2 点目の団員の確保についてですが、町としましては、役場や各字の掲示板にポスターを掲示して募集をしています。また、団としても地元の字で入団してくれる人を探しています。

次に、3 点目の防災訓練の中での消防団の訓練内容ですが、基本的には自分たちの自治会での訓練の指導や助言をお願いしています。

次に、4 点目の体調管理ですが、本人の意思があり、活動自体に問題がなければ、特に何もありませんが、有事の際や訓練については、無理に参加する必要はないと伝えていきます。

次に、5 点目の水利ですが、防火水槽 65 基、消火栓 384 か所、自然水利 4 か所で、点検は定期的に犬上分署が行っておられるほか、団としても、毎月 1 日の定期点検の際に点検を行っています。

最後に、6 点目の消防団と各字の自警団の関係ですが、消防団は消防団長の指揮下で、各字の自警団は区長、自警団長の指揮下にあり、直接、指揮命令系統はありませんが、常日頃から協力を行って活動しています。

以上です。

村岸議員 議長。

中島議長 再質問。

村岸議員 それでは、再質問をさせていただきます。

1 点目の団員は、数はそれで分かりましたが、団員確保というのは、ポスター等ですのと、各字をお願いしているということですが、各自治会において、昔は、各字は何名というふうに割当てがあったと思います。それが今はもう割当てをするということは難しいという状況の中において、各区長さん宛てにでもそういうふうをお願いをしておるのか、おらないのか。ただ単に団員だけに任して、人を探してこいと言うわけにはいかないと思いますので、その点をひとつ

お願いしたいと思います。

それと、次に、消防団員の中にそういう持病の方がおられた場合に、もしも、けがされましたということであれば、公務災害に当たるのか、当たらないのか、その範囲をどのように検証していくのか。その持病の方の状況にもよると思いますが、例えば、消防車に乗っていて、意識がないなとかいうんだったら分かりますが、途中で訓練でもしている最中に足を捻挫したとかいう場合とかなれば、公務災害に当たるのか。その範囲をどういうふうに捉えていくのか、それもお願いしたいと思います。

それと、消防団の方は、出動されるときには多分受令機等を持っておられると思います。それと、消防主任の方からは、各団員の形態に入る方法を取っておられると思いますが、そうした中において、受令機を持っておられる方で、すぐに出動できる体制にあるのかですね。例えば先日も、雨降野で火災あったときに、多分、消防庁からの受令機は役場に入るのと同様ぐらいには、受令機持っている方は通報が入っていると思うんです。そうした中において、ちょうどそのとき私も役場のサイレンが鳴りましたので、ここまで来ました。そしたら、消防団員の方がおられません。役場の職員の方が消防車に乗って、出動体制になっておられました。それも、やはりそのままの私服のままで乗っておられるというやなしに、やはり消防車に乗んねやったら、せめてヘルメットぐらいはかぶって出ていただきたいと思います。

それと、昼間ならば、そういうふうにして役場の職員の方が出動していただきますが、夜の場合に、受令機を持っておられる方で、消防車庫に来られる方が何名おられるのか。何分でここへ来られるか。そういうことを計算したことはありますか。昔なら、受令機がありました。そしたら、消防署の方から入ったら、5分ではもう出られます。私も消防団やっておりましたので、一番行って消防車庫を開けて、消防車を出して、みんなが来るのを待っていました。そういう体制がすぐ取れる体制になっているのか。そういう訓練もされているのかね。それは、要は防災訓練の中でもできると思うんです。そういうふうな訓練もしてほしいと思います。

それと、その他の行方不明者等の搜索活動、それはどのような方法で消防団員に伝えているのか。警察の方から消防団に入ってくるのか、それとも、町の方に入って、町から団に要請するのか。どうされているのか、お願いしたいと思います。

それと、自治会に未加入者の方がおられます。そうした方の避難訓練のときの参加はどのような方法で連絡しているのか。また、その方が、例えば石畑の石畑、

吉田が吉田に避難されたときに、カウントはどのようにされているのか。それもお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長 はい、議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、7番、村岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、団員確保のことについてですが、昔のように自治会の割当て、おっしゃるとおり、今はもう実際ありますけど、ない、もう有名無実化しているところがございます。団員の確保には非常に苦勞しておりまして、全国的にも苦勞されておられますし、高齢化が進んでいるというのも重々身に染みているところがございます。今後また戻りまして、団の方とも相談しまして、区長さんへの依頼というのをしていきたいというふうに思います。

次、2点目の持病のある方についてです。公務災害に認定されるのかどうかという点でございますけども、これにつきましては、やはりケース・バイ・ケースになってこようかというふうに思います。内臓系の持病があっても、捻挫やったら恐らくなるとは思いますし、状況にもよるというふうに考えています。

それと、次に受令機なんですけど、受令機はもう今は幹部しか持っていないので、一般の団員は受令機からは連絡来ません。今は各自の携帯電話の電話番号が登録されていまして、そこに直接火事が、どこどこで火事ですの電話がかかるように全部の団員に電話がかかるようになっています。それと、団の中でSNSを利用して、グループでチャットができるようになっていますので、その中で連絡を取り合って、出動は誰が乗っていくとか、もう車が出たであるとか、そういう連絡はそれぞれの携帯電話でやり取りをしながらなっています。前からもありますけど、消防車につきましては、役場の職員で団員を兼ねている者であるとか、近隣、近所で早く来られた方が、取りあえず現場まで持って行って、残りの方は現場で合流して消火活動に当たるといのは昔からやっておることです。ございますので、昼間の火事ですと、一番早いのはやはり役場の職員ということで、そういうことになってきます。ヘルメットのご指摘はもっともやと思いますので、それについては、厳しく指導をしたいと思っています。

また、何分で来られるのかという話ですけども、これについては、私も最近やっているという話は聞いておりませんので、また、それはするようにしてはどうかということで、参集訓練について団の方とまた検討をさせていただきたいと思います。

また、最後に行方不明の捜査の関係ですけども、4月に行方不明が町内でもあ

りまして、痛ましい結果になりました。これにつきましては、彦根警察から役場の日直の方に連絡がありまして、日直の方から私の方に連絡があつて、それから、捜査に協力してほしいということでありましたので、そこから消防主任に下ろして、団へ連絡が行ったという経路で捜査を行いました。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。

村岸議員 再々質問行きます。

今、言っていましたように、自治会加入者の防災訓練の参加はどのようにするかということであつて、その中において、防災訓練のときには役場の職員の方が各字に何名か振り分けて、人数の確認のために多分来ておられると思うんです。防災訓練のために来ておられるんじゃないしに、字に何人おられるかという人数確認のために、私は来られていると思うんです。そうやなしに、やはり役場の職員の方が各字に来られたら、その中に混じって、その字の防災訓練に参加するような方法もひとつ取ってほしいと思いますし、特に、そういう役場の職員がおられましたら、自治会に入っておられない方等の見分けはつくと思うんです。石畑に、自治会にはんねけども、その自治会に入つてやらへんと。そういうのは、同じ石畑の住民であっても、どの人が入っているとか、私自身も分かりません。正直なところ言つて。アパートに入つてはったら分かりませんので、そういう方が来られた場合には、やはり職員の方が中心になつてやっていただきたいと。それも1つの訓練やと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、公務災害の方はなかなか難しいと思います。確かに。持病があつて、けがをされたら、その内容によってはあると。それと、そこに出動途中の交通事故等も公務災害に入ると思うんです。それと、出動終わつて帰ってくる、帰る道中、それは、どこまでが公務災害に入るのか。消防車庫まで帰ってくるのがあんのか。それから、現場から作業のしている、自分の作業しているところまで、そこへ着くまでが公務災害に入るのか。その点もまた微妙な問題だと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

それと、行方不明者等のあれは、搜索本部というのがあると思うんですが、そのこの本部長は誰になんのか。町長になんのか、警察になんのか、消防になんのか。対策本部はどこにどういうふうに設けていくのか、その点もお聞きしたいと思います。

以上です。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、7番、村岸議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、防災訓練に対する自治会の未加入者の件でございますけれども、未加入者といえども、やはり訓練の場所に来られたら受け入れていただきたいというふうに思っています。といいますのも、やはり防災避難所については、自治会の未加入者だけでなく、やはりたまたまそのときにその近くにおられた観光客であったり、企業の従業員さんであったりも来られる可能性があります。なので、やはり自治会加入者だけしか来てはならないというような制限はできないというふうに思っておりますので、そこも含めて、やはり来られた方は全て受け入れていただきたいなというのが思うところでございます。

また、防災訓練の際の職員の派遣についてですけども、今年4月の区長会で各字の区長さんにも申し上げたんですけど、各字への派遣は、今年は1回市内でやってみようということで、町の職員も本来ですと何とか班、何とか班という割当てがあるのを、別に各字に送っていますので、何とか班の仕事ができていない部分がありますので、より実践に近づけるために、一度本来の役場の動きをやってみようということで、字には送らない方向でいてますので、また、来年以降はまた変わるかも分かりませんが、今年は一応そういう方向でおります。

次、また公務災害ですけども、これは明確に範囲が定められています。私も今中身まではしっかり把握はしておりませんが、一般的には恐らくですけど、自宅から自宅に帰るまでということではないかというふうに認識はしております。また、確認をさせていただいて。

あと最後、行方不明の本部なんですけど、これはあくまでも今回は警察がされていきました。警察に協力をしてほしいということで、協力をしたという形になりますので、特に町長なり町なり消防団が本部になったということはなかったということでございます。

以上です。

村岸議員 議長。

中島議長 では、次に入って。

村岸議員 それでは、次に行きます。

子どもの交通安全を問うに町長、教育長にお尋ねいたしたいと思います。

自転車の法律といいますか、法改正されまして、2026年の4月より青切符が自転車にも反則金が導入されたということでありましたが、14歳以下には適用はされません。そこで、事故防止や違反抑止のために教育委員会は学校ではどのような取組をされているのか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長 はい、議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、村岸善一議員の子どもの交通安全を問うのご質問にお答えいたします。

子どもたちへの交通安全教育につきましては、警察等の関係機関とも連携しながら自転車ヘルメットの着用の徹底、交通ルールの遵守と危険予測学習、関係機関と連携した実践的な安全教育の指導を行っているところです。また、保護者に対しては、滋賀県警、国等からの通知を結ネットにて配信し、啓発を行っているところです。特に子どもたちが自転車に乗るのは下校後、帰宅してからであり、保護者に見守りをお願いしているところです。

以上です。

村岸議員 議長。

中島議長 再質問。

村岸議員 言われることはごもっともなことであります。しかしながら、今、学校の方では、小学校5、6年生ですかね、対象に自転車の競技大会というのを実施されていると思うんです。それは、県大会とかにも出場するとかいうふうな学校の代表として出場されておりますが、その訓練の最中は確かにヘルメットかぶって、交通ルールを守るようなこともやっておりますし、学科試験もあるということも聞きました。そうした中において、それが終われば、ただ単に競技会だけに終わっているというふうに私は捉えております。学校がそのふうにするなら、それをなぜ全校的に広めてやっていかないのか。それを例えば学校全体でそういう競技大会というか、そういうような学習をするとすれば、もっと盛り上がってくると思うんです。ただ、選抜された子だけを、そういう競技大会に出場するために選抜して選ぶやなしに、全校生徒の中でそういうことを一遍みんなやって、学習会もやって、そして、そういう競技大会に出場してもらえれば、もっと盛り上がってくると思うんですが、そうせんことには、何のためにヘルメットをかぶるのがするのかということを皆分かっていないと思うんです。子どもたちが帰ってきたら、自転車に乗って飛び回っています。確かに。先日も子どもたちが道いっぱいになって走って、自転車で来ますので、もう危ないやないかいと言うたら、僕らは13歳やでねと、そんな返事です。13歳やさかいに、捕まらへんというような言い方やと思うんですが、そういうふうな捉え方しかしていませんので、そういうなんは、やはり学校教育なりですと。もっと親と学校との密をしてもらわなければ、なかなか、家帰って、親が子どもにヘルメットかぶって行けやと言うたって、親自体がかぶっていなかったら、絶対子どももかぶりません。知ら

んところ言うて。そういう教育もやはり学校の方からでもしてほしいと思いますが、ひとつ答弁よろしくお願いします。

教 育 長 はい、議長。

中島議長 堤教育長。

教 育 長 村岸議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、子どもたちの自転車大会、競技大会に参加している、それは全校でどうなのかということですが、これは大会が終わったら、終業式、あるいは2学期の始業式に、全校の子どもたちに、大会の様子をビデオで撮って、給食の時間に流して、こういった大会に出ている、そしてこういったルールがありますよというようなところ辺で、校内の全子どもたちに流しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、ヘルメットの必要性ですけれど、豊郷町内の小学校、中学校の子どもたちは、全員徒歩が基本であります。だから、学校では一応徒歩の通学の仕方、あるいは横断歩道の仕方、信号機の渡り方等は指導しております。その中で、自転車のことについても当然指導はしておりますが、あくまで放課後、家庭に帰ってからの子どもの指導でありますので、地域全体、家庭全体でお守りいただきたい、ご指導いただきたいと思います。

以上です。

村岸議員 議長。

中島議長 はい。

村岸議員 よろしくをお願いします。

中島議長 ここで暫時休憩といたします。30分まで。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時30分 再開)

中島議長 それでは、再開します。

次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤議員 議長。

中島議長 西澤議員。

西澤議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

河川環境の保全を問うということで。

滋賀県では、河道内に堆積した土砂の除去や繁茂した樹木、雑草等を伐採し、河川の疎通の能力を回復させるとともに、河川環境の保全を行うため、緊急浚渫推進事業による河川の堆積土砂等撤去を令和7年度から令和11年度の5年間、

緊急に浚渫等を進めるとしています。例年、河川愛護事業の一環として、河川に隣接した字では川きり等を行っています。しかし、高齢化が進む中、河道の途中で雑草等の除去を行うことが困難な状況にあり、また、河川近隣の住民から、これ元年としていますけど、すいません、令和3年の台風19号のような大雨等によって河川が氾濫しそうになるのではないかと、または、氾濫するのではないかとという心配する声があります。本町内には一級河川は4河川あると思います。こうしたことを踏まえて、いま一度、河川全体における何らかの対応を検討し、備える必要があると考えられると思いますが、答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

中島議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤議員の河川環境の保全を問うについてお答えいたします。

まず、河川愛護事業に熱心に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。豊郷町の一級河川は宇曾川、岩倉川、小増川、南川、豊郷川の5河川です。そのうち吉田区には3河川流れております。令和3年8月14日に河川が氾濫しかけました。当時、私、総務課にいましたので、急遽避難指示を発令したことを昨日のことのよう覚えております。吉田区の皆さんもよく覚えていると思います。その後、滋賀県湖東土木事務所が岩倉川の流量調査をした結果、改修の必要がないと判断されました。当時、宇曾川の水位が上昇していないにもかかわらず、岩倉川だけが水位が上昇するという不思議な現象でした。岩倉川と宇曾川の合流部分に問題があるかもしれないということで、合流付近の土砂の撤去、滋賀県も監視できるようにウェブカメラの設置をしていただきました。あくまでも一級河川であるため、管理は滋賀県です。今後も引き続き湖東土木事務所に要望をしてまいります。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

西澤議員 はい。

中島議長 西澤議員。

西澤議員 ありがとうございます。再質問ですけれども、河川愛護ということで、当地域もいろんな形で進めさせていただいております。その上で、今回質問させてもうた中で、裏に写真をつけさせていただきました。今現状はこのような形となっております。これは豊郷町だけではなく、東近江、湖東一円、滋賀県のあちこちでこのような状況になっていることは、大変危険な状況ではないかなと私は思っております。その上で県は、河川の氾濫を未然に防ぐために、どのような対応を考えているのか、まず1点それをお聞きしたいと思います。なぜかと言いますと、

やはり万が一氾濫したときに、隣接する家庭の浸水等々、また、氾濫した泥水が畑とか田んぼに行ったときに重大な被害等が起こる想定があると私は思いますので、県の方にもやかましく言ってほしいなと思います。

もう1点は、やっぱり河川の中の土砂の浚渫や樹木、雑草等があるがゆえに、やはり水の流れが妨げるのが問題ではないかと思います。その点についてはどのように考えているのか。例を挙げますと、先日、雨があったんですけど、大した雨量でなかったさかいに、さほどはなかったですけども、うち等の岩倉川の上の方は中田さんですけども、目加田はこないだきれいに雑草等を処置しました。ということは、目加田からは流れはいいけども、そこから、木の下からずっと下に下がるに当たって雑草等があるがゆえに、水のかさが増えるのではないかと。上から流れているごみもそこに止まって、それをまた組の人が掃除してくれるんですけども、そういうようなことも含めて、どういふかということ、どういふふうなことが聞きたいと思います。

そしてまた、集中豪雨とか大雨が局地的に豪雨があったときに氾濫するリスクが高いので、そういうようなことも県としてはどういふふうに考えているのかということと、もう1つは、やはりうちの字、またほかの隣接している自治体、字においても、やはり高齢化が進んでいる中で、なかなか川の浚渫のところ、草を刈ったりというのはもうなかなかできません。現に当字ももう何十年とやっておりません。しかし、川の法面は、皆さん、字としては、百二、三十人ぐらい、朝6時50分集合で皆さん草刈り機を使ってやっていただいているんですけども、そういうふうなことに於いて、やはり高齢化が進む中でなかなかそこまでやっていこうというのが難しい状況になっておりますので、その点について、うちのところではなし、ほかでもまだそういう問題があると思うので、その点についてはどうなのかなと私は思います。

今、質問状にも書かせていただいていたと思うんですけども、県としては、河川の土砂等の撤去、令和7年度から令和11年の5年間を緊急に浚渫等を進めるとしてありますが、その内容について、やはりいろんな項目があるのではないかなと私は思う。ただ浚渫だけではなしに、こういういろんな形のやつがあるのではないかなと思うんですけども、それをもし行政のを把握しておられるのであれば、教えて願いたいと思うんですけども。あと、いろいろありますけど、一応そういう形でどのように進めて行っておられるのか、うちのところだけやなしに、雨降野においてもそういうことは現に起こっている状況でありますので、一度答弁を求めたいと思います。

地域整備課長 議長。

中島議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えします。

まず、写真をつけていただきまして、ありがとうございます。この写真を県の方に、市町連絡調整会議というのが先日ありまして、見ていただきました。その中で、まず県が申されるのは、樹木と雑草はまた別物でということで、樹木の場合ですと、物が詰まったりするんですけども、雑草の場合は、雨量が来たときにべたんと倒れてしまうだけなので、そういう雑草だけの場合ですと、何もしないということでございます。あと、田畑の被害が起こった場合は、災害復旧で直していきますし、目加田の川ざらい事業、目加田の除草作業がされたということなんですけども、それは3月に川ざらい事業といいまして、中に重機を入れてする事業が河川愛護事業にございますので、それでやられました。

また、高齢化に伴い、河川の中の草を刈ることができないということですので、できれば目加田と同じように河川愛護事業の川ざらい事業を活用していただけたらと思います。雨降野でも同じようなことがありまして、今年度、川ざらい事業を行う予定をしておるんですが、いろいろ昔と比べて制約がありまして、なかなか一遍にできない状況がありますので、その点については、今後も調整会議とかいろんな形で要望していきますし、河川愛護事業の増額などは、6町での道路河川の要望の中にも入れておりますので、いろんな方面から要望をしていきたいなと思っております。

あと、令和7年度から11年度の5年間の浚渫などの事業内容を町は知っているのかということなんですけど、県の予算の内容は町では分かりませんので、何か資料を頂けるようにはお話しさせていただきます。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

西澤議員 はい。

中島議長 はい、西澤議員。

西澤議員 まず、1点目なんですけど、県は、樹木やらは伐採するけども、草等は、水が流れるさかい、倒れるさかいに、それは今やらないという話でしたね。私もオギヤーと生まれて吉田におります。こういうふうなことを言うているの自体が私は間違っているんじゃないかと思います。今現にこれらの河川でも、幅1メートルぐらいには水が通ってあったんです。しかし、雨が降った時が幅を広げて長くなったと思いますが、しかし、あれがあるためにやはり水かさが増えるんじゃないのかという、住民さんからの話もあります。倒れるさかいにしないというのは全く間違っている。普通は、あれは河川愛護の中で一部として県がやるべきこ

とではないのかなと。住民ができなかったら、県がやるべきではないのかと思います。その1点、まず加えてお話ししておきます。

そして、雨降野の川ざらい事業というのがある。これは、どのような事業か私は分かりませんが、雨降野がその川ざらい事業に対して、仮に30万いったら30万の補助金が出るということですか。それをできる字はこんでよいけども、できない字があると思うんです。仮にできない字が、本当はそこ、どこか、うちの字が河川の中の川ざらいというのを業者に頼んだ場合、業者は見積りを取って、50万ほどかかりますねといったときに県は、いや50万も出せません、30万ですと言われた場合、残りの20は、当字が出すんですか。それとも、それに関わっている字もそういうのを出すんですか。満額出るわけですか。ではないとは思いますが。実際、今の話、高齢化が進んでなかなかできない部分はあるのに、県は河川の中をやはり住民さんにしてもらおうというのは、それはできる場合はええ、しかし、できない場合があるので、これは県がやるべきことだと私は思いますけど、その点についてどうかと思います。

あと、目加田の件ですけど、目加田の祭りがあるさかいに、何かこんなもんをやっているという、建前上、1つこれはあると思うんですけども、しかし、重機のあるところはええわ。ないところはできんわ。あくまでやはり、今まで当吉田もいろいろやっていました。しかし、あくまでこれも、うちの字の環境の衛生をやはりボランティアという形で今までから進めてきたことですので、できんことになったら、やっぱり県はそれを支援するのは当たり前ではないのかと考えております。その点について、担当課長と、最後には町長の答弁も求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

地域整備課長 議長。

中島議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再々質問にお答えします。

まず、草があるので、それは阻害するのではないかということなんですけども、県はそうおっしゃっていますので、これ以上僕からは何も言えません。

あと、雨降野の川ざらい事業なんですけども、土砂がたまってきた、本来であれば県が浚渫すべきなんですけども、県の場合はたくさんの土砂がたまったときに初めて浚渫を行います。県が、土砂がそこまでまだ、浚渫するほどまでたまっていないというときに、川ざらい事業として重機を借りてきたり、地元の業者さんを使って土砂を平らにならす、または撤去するという事業が川ざらい事業で、昔は結構補助金があったんですけども、今いろいろありまして、50立米しか、50立米がまず申請だけでできて、100立米までですと、湖東土木の許可

がいろいろあって、100立米以上になると、本庁の道路課の許可が要るような事業に今なっていますので、簡単にやろうと思うと50立米までしかできないという事業になってしまっています。補助金も、いろいろ制約がついていまして、昔ほどつかないという感じなので、補助金が足りないというか、業者さんにもボランティア感覚でやってもらうような事業に今変わりつつあるので、そこら辺はまた、いろいろ県の方に要望はしていきたいと思っております。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど課長が申しましたように、一級河川ですから、この責任は県があるわけでありまして。それで、6町で毎年浚渫をしっかりとやってもらうということで、一番に上げております。しかしながら、宇曾川、岩倉川は、まだその範疇に入っていないのが実情であります。もう1つすごいところच्छゅうと、やっぱり日野川、野洲川、特に竜王のところはもう川がないみたいなところ。ちょこっとしかもう水が、水路がないというところで、大変なことで、イノシシがまた土手を掘りよるとか、こういう形で、大変な危険な状況にもなっておりますし、氾濫しかけておりますので、そういった中でも、やはりあれは一級河川で県ですから、これからはしっかりと要望はしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

中島議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 はい、議長。

中島議長 本田議員。

本田議員 5点ほど一般質問をします。学校の熱中症対策をお尋ねします。

近年6月頃から気候上昇による酷暑が激甚化しており、子どもたちを熱中症から守る対策の強化が必要です。子どもたちや保護者からは、水筒の水だけでは足りず、学校で安心して水を飲みたいとの声が寄せられています。必要なときに水分補給ができるよう、学校に浄水器の設置を進めるべきだと考えますが、見解を求めます。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の学校の熱中症対策を問うのご質問にお答えします。

浄水器の設置については、児童生徒の利便性が高まる反面、夏場におけるフィルターの衛生管理、日常的な消毒作業等、学校現場における管理負担が大きいこ

と、また、休み時間に浄水器前に行列ができ、授業開始時刻に教室に戻れない状況になることが想定される等、現時点での導入は困難であると考えております。ご理解をお願いします。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 はい、再質問。

中島議長 はい。

本田議員 学校で行列ができるということが、また、フィルター等の管理という問題を指摘して、困難であるというふうに述べておられました。しかしながら、水道の水をそのまま飲むという状況がやっぱり続くようだったら、考えるべきじゃないかなというふうに思います。そういう点で現状をぜひ把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。1つ目。

2つ目は、夏季において水道の水が不足したという場合、こういうときに、熱中症対策の観点から見ても、いろいろ課題はあったとしても、浄水器というのが必要じゃないかなと私考えますが、どうでしょうか。

それから、近隣自治体、全国の学校でも、浄水機能付きの給水機とか、マイボット対応の給水スポットを導入する事例が増えています。教育委員会として、こうした先進事例の調査を行っているでしょうか。行っておられれば、その内容等も知らせていただきたいと思います。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

現状の水道の水の分の現状把握ということですが、学校では各保護者さん宛てに、ふだんの水筒なり水分の補給については、今まで以上に多めに持ってきてほしいというのは学校の方から呼びかけの方はしていただいております。それでも足りない場合、例えば日栄小学校ですけれども、足りなければペットボトルのお茶の方を提供して、後日ご家庭から新しいペットボトルの方を持ってきていただいて、学校の方に補充するというようなこともしておりますし、それぞれ水道水の方を飲んでいただいているというのも現状としてございます。浄水器の方の設置につきましては、当然水道水が不足すれば、それにそこから給水する浄水器も使えなくなるということもありますが、現在、水道水の方が不足しているという事態の方はありませんので、現状そこまでは大丈夫かなというふうには思っています。確かに浄水器を設置するのであれば1台では当然あきませんし、各階に設置するというのであれば、台数の方も当然必要になってこよ

うかと思しますので、そのまま、現時点で水道水浄水器の設置については、学校現場の負担がかなり大きくなるというのが学校の教員の方からもご指摘の方をいただいておりますので、そこら辺はもう一度、再度学校現場との調整の方が必要なというふうには考えております。

近隣自治体で給水スポットの方を提供されている調査の方はしているのかということですが、現時点ではしておりませんので、ご理解の方よろしく願います。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

本田議員 次。

中島議長 次、行きますか。

本田議員 教職員の休憩時間の実態と認識をお尋ねしたいと思います。

学校現場で働く教職員については、給食時間中も児童生徒対応や保護者対応等が入り、実質的に休憩を取れていないとの声があります。現在、勤務時間中の休憩取得率、休憩時間に業務対応を行っている実態について、教育委員会はどのようにご認識されているのか伺いたいと思います。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の教職員の休憩時間の実態と認識を問うのご質問にお答えいたします。

現状、児童生徒の登下校時の安全管理、休み時間における児童生徒への対応、放課後の児童生徒、保護者対応などにより、時間どおり休憩時間を確保することが極めて困難な状況にある教職員が存在していることは事実であり、重く受け止めているところです。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 はい。

中島議長 はい、本田君。

本田議員 実態的に取れていないという状況をご報告でありましたが、教育長の教育委員会のそういう法的認識についてご質問したいと思います。

教員は労働者であり、労働基準法の適用を受けます。労働基準法第34条では8時間を超える勤務の場合、使用者は少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならないとされています。さらに、その休憩時間は労働から完全に解放され、自由に利用できる状態でなければならないとされています。し

かしながら、学校現場では、昼休み時間帯においても児童生徒対応、見守り、電話対応、保護者対応、会議等が日常的に行われています。このような状態は、実態としては業務待機状態であると言わざるを得ません。法的には休憩時間とは認められない可能性がある」と指摘されています。公立学校教員には給特法の仕組みがあります。休憩時間とされている時間に実際には勤務している場合は、勤務実態管理そのものの問題であり、給特法の趣旨とも別の論点であると考えます。教育委員会教育長は、教員の休憩時間の実態について労働基準法上どのような課題認識を持っておられるのか。また、本町としてどのように受け止めておられるのか、お伺いしたいと思います。

教 育 長 はい、議長。

中島議長 はい、堤教育長。

教 育 長 本田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、先ほどの休憩時間が取れていないという表現をされましたが、教育委員会としては、極めて困難な状況にあるという表現に答弁させていただきましたので、よろしくお願ひしたいのと、休憩時間につきましては、学校現場では8時間労働じゃなくて、45分の休憩になっております。そして45分を30分と、細かくいくと15分に分けております。その中で、30分の休憩時間も担任外と担任と分けてということで、一斉じゃないと。また、15分の休憩についても、担任と担任外ということで分けております。しかし、先ほど言われましたように、これは確実に一斉に取れているかと言われると、それは難しい状況であります。それぞれ学校で工夫していただいております。例えば、空き時間があるときにそれを利用するとか、あるいは、毎月第1、第3の水曜日は午後1時の子どもたちの完全下校でありますので、そういったときには一斉に取ることも可能かなということで、日々いろいろな問題が起こってきていますけれど、それぞれの現場でもって、校長の指揮の下に工夫しながら取っていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。

本田議員 非常に困難であるという答弁、そのまま受け止めさせていただきます。私はこの問題を指摘するに当たり、本町の学校現場や教職員の努力を否定するものではありません。教育委員会も各学校の管理職も、そして教員も子どもたちのために懸命に努力されていると私は認識しています。ただ、その一方で、現実には、校長が休憩時間を形式的には設定しても、実際には十分に取得できない、困難であるというような状況が広がっているという状況です。背景には何があるのか。

それは、教員定数に余裕がなく、限られた人数で学校運営を行わざるを得ないという学校現場全体の言わば構造的課題があると私は考えます。仮に、児童生徒対応を分担できる人的余裕があれば、きちっと分けながらも、今、先ほどもおっしゃいましたが、休憩時間取得もしやすくなりますし、業務分担が可能になれば、特定の教員への負担集中も軽減されます。教員の休憩問題については、現場任せではなくて、教職員配置の充実や業務改善を含めた構造的な問題が私は必要ではないかと考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

教 育 長 はい、議長。

中島議長 はい、堤教育長。

教 育 長 本田議員さんの再々質問にお答えいたします。

言われましたように、教職員定数のことについては、これ町でどうのこうのとできる問題ではありません。また、しかるべき要望等で、県を通してまた文科の方に上げていただきたいと、こういうふうに上げていくつもりであります。また、先ほどの話の中で休憩時間のことが問題になっておりますが、今年度より昨年度、業務量管理・健康確保措置法、というのを策定させていただきました。これはもう教育総合会議でもっても町長の方にも報告させていただきました。そういった策定をしながら、学校の現場の校長をトップとして、休憩時間、あるいは健康保持に意識する、そういったものが僕は大事じゃないかなということで、今後もそういったことを進めていきたいと思います。

以上です。

中島議長 次に移ってください。

本田議員 次、行きます。学校給食における地産地消の推進についての認識をお尋ねします。

学校給食においては、地域で生産された農産物を積極的に活用する地産地消を推進すべきであると私は考えます。小学校での給食に地元食材を活用することは、子どもたちの食育につながるだけではなくて、生産者の顔が見える安心・安全な給食の実現にもつながります。今後の地域農業の振興という観点でも、学校給食での地産地消を推進すべきと考えますが、見解を求めます。

教育次長 はい、議長。

中島議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の学校給食における地産地消の推進についての認識を問うのご質問にお答えします。

現在給食で使用するお米、野菜を地元の生産者の皆様や関係機関の協力を得ながら活用しているところです。ただし、一定の品質を確保した食材を安定的に

供給できる体制を整えていただく必要があることから、現在よりも拡大については困難であると考えております。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 議長。

中島議長 はい、本田君。

本田議員 今、先ほどの困難であるという点で、価格とか安定供給の問題、規格の統一や調達の仕組みなど、課題があるかと思います。そこでお伺いします。現在の学校給食における町内産食材、お米だけなんでしょうか。は、どのように把握されているのかお聞かせいただきたいと思います。豊郷特産物振興協会というのが産業振興課に置かれていますが、そこに地産地消部会というのがあります。ここにも読ませてもらいますと、学校給食への販路開拓という1項目が挙げられております。そういう点で、お米という指摘がありましたが、それ以外での実績はないのかどうかお伺いしたいと思います。

教育次長 はい、議長。

中島議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

町内産の食材につきましては、毎年学校給食における地元農産物利用実績調査というのがございまして、その中で使用実績の方を調査の方をしております。こちらにつきましては、1市4町の分と町内産の分と分けて把握の方はしておりますけれども、令和7年度実績ではトマト、白菜、タマネギ、ジャガイモの方は地元産の方を活用しておりますが、それ以外については活用していない。あと、ぼっちゃんカボチャであったり、とよ坊かぼちゃんであったりというのは、利用の方はさせていただいております。特産物振興協議会の方に栄養教諭の方から連絡の方いたしまして、給食で使用できる食材がどの程度あるのかというのは、こちらの方から紹介の方をかけさせていただいて、これであれば何キロ調達できますよという回答があれば、それの方を活用していくというのは現在の方もやっております。お米につきましても、お米以外については、野菜の方を現在しているという状況でございます。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

本田議員 次、行きます。

中島議長 はい、行ってください。

本田議員 補聴器への大幅な支援についての認識をお尋ねします。

加齢などに伴う難聴は、日常生活に大きな支障を及ぼし、コミュニケーションの困難や認知症リスクの増加にもつながると指摘されています。しかし、補聴器は高額であり、必要であっても購入を断念する高齢者が少なくありません。高齢者の生活の質を守り、社会参加を支えるためにも補聴器購入への大幅な支援が必要であると考えます。本町として現在の補聴器購入助成制度の充実、拡充についてどのように考えておられるか、見解を求めます。

保健福祉課長 議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、本田議員の補聴器への大幅な支援が必要のご質問についてお答えいたします。

本町の補聴器購入助成につきましては、令和２年度から実施し、令和３年度と令和６年度に要件を緩和し、限度額も引上げを行い、事業の拡充を行ってまいりました。町といたしましても、広く町民の皆様にご利用いただけるよう、また、継続的に支援できるようにと考えておりますことから、現時点では考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 はい。

中島議長 はい、本田君。

本田議員 再質問を行います。今、補聴器は市場で、一般的な補聴器でいいんですが、価格を把握されていますか。その場合、補助額との関係で、補助額が購入費用の何％をカバーしているのご認識されているのか伺いたいと思います。

併せて、難聴が認知症リスクや社会的孤立と関連するということを踏まえると、補聴器普及を促進するという方針を持っておられるのかどうか。さらに、補聴器への補助額増額をすることによって、医療費・介護費抑制効果という問題で検討されたことがあるかどうかを質問したいと思うんです。私が調べたところ、一般的な補聴器価格は片耳１０万から３０万、両耳ですと２０万から６０万程度のものが市場に出回っているように思うんです。そうしますと、補助額を実勢価格に見合う水準にやっぱり引き上げるべきではないかと思うんです。そういう場合に、所得に応じた補助率の引上げ、上限額の拡大ということを検討すべきではないかと思うんですが、お尋ねします。

保健福祉課長 はい。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、本田議員の再質問にお答えします。

価格の把握でございますが、今、本田議員の方がおっしゃっていただきました

ような金額で申請の方も上がってきておりますので、おおむねそのような金額でということはおっしゃっております。ただ、その金額に対して何％を補助しているかというところまでは、町としましても、この事業に対してだけ補助事業をしているということではありませんので、総体的にいろんな福祉事業の中で一環としてしているということで、ご理解をいただきたいとおっしゃっております。いろいろ抑制効果とかおっしゃっていただきました。確かにおっしゃっていただくことは理解はいたしますけれども、町としましても、制度自体が途切れないように継続的に支援できるようにと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

中島議長 再々質問ありますか。

本田議員 はい。

中島議長 じゃ、次、行ってください。

本田議員 防災倉庫についてお伺ひします。高野瀬にあります防災倉庫ですが、災害時に活用しやすい場所に設置すべきじゃないかという提案も含めて質問します。

南海トラフ巨大地震について、地震調査研究推進本部ではマグニチュード8から9の地震が今後30年以内に70パーから80％の確率で発生するとしています。南海トラフ地震は東日本大震災級の規模となる可能性があり、滋賀県を含む西日本全体に甚大な被害が及ぶことが想定されています。このような中、本町の防災対策についても、より実効性のある取組が必要です。現在の防災倉庫については、以下の理由により、災害時に十分活用できるかどうか疑問です。

対策本部が置かれる役場に防災設備が置かれておらず、巨大地震発生時、職員が速やかに高野瀬まで駆けつけることができるのか。また、必要な備品を迅速に配布するためには、一刻も早い対応を求められるが、現在の場所は道路が狭く、十分な空間もないため、迅速な対応ができるのか。そもそも旧農業倉庫を使用している現在の防災倉庫は、震災時安全と言えるのかどうか。近い将来想定される大規模災害に備えるためにも、防災倉庫を役場敷地内あるいは近接した場所へ移設し、迅速な対応が可能な体制を整えるべきと考えますが、見解を求めます。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、4番、本田議員の防災倉庫は災害時に活用しやすい場所に設置すべきの質問にお答えをします。

防災倉庫の現状についてご心配をしていただいておりますが、町といたしましても、現在置かれた状況の中で最大限の効果を発揮できるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

中島議長 再質問はありますか。

本田議員 はい。

中島議長 はい、本田議員。

本田議員 私は具体的に場面を設定して質問したんですが、もう一度言います。4点ほど言います。災害発生時に必要な資材、機材を適切な時間内に搬出できるのかどうか。2つ目、緊急車両や搬送車両が倉庫に接近できるのかどうか。3つ目、道路の損壊や浸水が起きた場合でも、代替ルートが確保されているのかどうか。4点目、防災計画上、その倉庫がどのような役割を担っていると考えているのか。よろしくをお願いします。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、4番、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、今の現在の場所で適切なタイミングで防災資機材の搬出ができるのかということでございますが、できるようにふだんから訓練を行いたいと思っています。

また、2番目の道路、接近できるのかということですが、昨年でしたか一昨年でしたか、駐車場ちゅうか敷地の拡張も行いましたので、車両の接近はいずれかのルートからできるというふうに思っております。

3点目、代替ルートですけれども、ご承知のとおり、今の防災倉庫につきましては、南北両方から接近できますし、近隣では大型車両の通行も今実際されておられる事業者さんもありますことから、何らか、いずれかのルートから接近できると考えております。

最後に、防災計画の計画上の役割ですけれども、これにつきましては、資機材の保管場所というふうに位置づけております。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。

本田議員 はい。

中島議長 はい、本田君。

本田議員 現在の防災備蓄品、防災機材が古い農業倉庫に保管されているという問題です。それについて質問します。

仮に大規模地震が発生し、当該倉庫が倒壊または損壊した場合、防災機材は使用できなくなるおそれがあります。災害時に必要な資材を確実に活用できる体制を確保するというのが、防災管理上重要な責務であると考えます。当該倉庫

の耐震性はどうか。安全性、配置の妥当性についてどのように評価しているのか。もう一度言いますと、倉庫の耐震性です、一番の問題は。また、倉庫の損壊による資機材が使用不能となるリスク、こういう場合の対応は講じられていますか。もし、腐朽化した倉庫の危険性が認識されていたにもかかわらず、必要な改善措置が取られず、その結果として災害時に防災資機材が使用不能となった場合、防災管理上の注意義務を十分に果たしたと言えないと思うんですが、どうでしょうか。町民の命、身体、財産を守るための防災資材が老朽化した倉庫に集中管理されているという今の現状。危機管理上の大きなリスクがあると考えます。町はこの状態が、防災上の注意義務を十分に果たしていると本当に言えるのか。やっぱり改善が必要であると認識しているのなら、具体的な移転または更新の時期を考えた案を出すべきだと考えます。回答を求めます。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、4番、本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今現在の防災倉庫の耐震性につきましては、何年か前にも鈴木議員からもご質問いただきました。その当時もお答えをさせていただいておりますが、確かに倉庫としましては、古い建物の再利用を行っております。耐震診断は行っておりませんが、一定の年数経過していることは承知をしております。ただ、実際倉庫につきましては、中身が倉庫ですので、荷重がかかるような施設ではありませんので、一定程度もつものというふうに認識をしております。そうは言いましても、大規模な地震等が起こりましたら、新しい建物でも倒壊するリスクは当然あるというふうに思っておりますので、新しい古いによってリスクが、新しくしたからといって、リスクが0になるものではないというふうに考えております。

また、移転なり更新なりというお話でしたけれども、移転する場所につきましても、敷地の準備からしていかなければならない。また、本町については、町民1人当たりの公共施設の面積が大きいというご指摘、ご批判もいただいている中で、新しい建物を建てるのは、やはり少し躊躇する部分もございますので、その辺はまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

中島議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 はい。

中島議長 今村君。

今村議員 一般質問を一問一答でさせていただきます。

まず、町長にお尋ねいたします。

ごみ行政を問うというテーマで、ホルムズ海峡封鎖に伴うわが国の石油不足は、ごみ処理施設の焼却燃料や資材にも影響が今後見込まれていきます。そこで、彦愛犬行政組合の新ごみ処理施設計画で、5月18日の広域議会全協で管理者の方針説明というのは、これは引き延ばしになりましたが、また、リバーセンターの乾燥、運搬などの経費などへの影響もあるが、今後、稼働するまでに早くても9年とかいうお話でしたので、その後の起債償還含めて今後30年をどう進めていこうと考えているのか答弁を求めます。

そして、次に、今年度の配布のごみカレンダーの苦情を多く聞いています。字が小さくて読めない。こういったことをおっしゃる方が、高齢者を中心に多くいらっしゃいます。改善配布をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今後30年をどう進めるのかにつきまして、これまでごみとして処分されていたものを資源として捉える社会になってくると言われておりますことから、今後ますます分別が進み、ごみを資源として活用することが予想されます。近い将来になりますが、本町でも新ごみ処理施設建設により、1市4町の分別統一のため、さらなるごみの分別とごみの減量に向け、努力していく必要があると考えております。

続きまして、今年度のごみカレンダーにつきまして、議員の皆様や民生委員の皆様を通じ、また、窓口等で多くの住民の方から賛否、ご意見を頂戴しております。今年度は、これまでカレンダーの配布にご協力いただいております区長様はじめ、住民の皆様のご意見や近隣市町のカレンダーを参考に、また、予算削減の一助も鑑み、変更したところです。カレンダーの作成につきましては、賛否ご意見も、今回のご意見を参考に工夫してまいります。

以上です。

今村議員 はい。

中島議長 再質問。

今村議員 今、課長から答弁いただきましたが、ごみの分別、そして、新施設に向けて頑張るという話でしたが、私は、この中で、質問の中で、リバーセンターの乾燥、運搬などにかかる経費などの影響も考えるべきだと指摘をさせていただきました。それといいますのも、うちのごみ処理負担というのが、広域では彦愛犬の広域行政組合の負担と、それから湖東衛生管理組合の負担、両方あるんですけど、その中でやはりリバーセンターの町の負担金が非常に高いというのを、私は

リバースセンターに行きまして、令和6年度（マイクオフのため聴取不能）リバースセンターのいろんな事業、また収支決算、いろんなことが書かれています。その中で特にRDF、固形燃料を使うということで、それにかかる費用として、令和6年度リバースセンターの経費、決算から見ますと、ごみ乾燥用灯油、これ燃料費ですが、約5,580万、また、中で使う電気使用料2,700万。このRDFというのは、一応買い取ってもらうんですが、それを運送するための委託料、これが約2,500万かかっています。そのほか修繕費もありますが、この経費が町の負担金にも大きく降りかかっています。この新ごみ処理施設は、彦愛犬の可燃ごみの処理をやっという計画なんですけれども、私は、あそこの今、広域、湖東衛管の方では、今し尿処理もやっておられます。し尿処理で回収しているのが、また、し尿、浄化槽汚泥などが日量で43キロリットル。あそこのリバースセンターで可燃ごみの処理能力というのは、7年間で22トンという実績が報告されております。合わせると65トンぐらい。私は、今、広域でもバイオを分解して、そして、バイオガスで発電をする。こういったことをやる。そして、施設電力を維持しながら売電もできるという方法なんかも、豊郷町は生ごみ堆肥化をしていますから、その分、町民に堆肥としてこういうふうにご利用されていますが、それを湖東広域衛管の中でもこういう取組をやっていく。そういうことは別に可能ではないかと思うんですよね。そうしますと、彦根の彦愛犬のごみ処理施設ももっと小規模にもできるし、そういったことを考えると、豊郷町の町長が湖東衛管の管理者として運営の先頭に立っておられますし、こういったことも、これで年間1億円の予算が削られたら、9年間で9億円。だから、こういう施設を造って、減量化をどんどん推し進めていけば、燃やす必要のある最低限度を燃やすような施設の建設を考えていく、こういったことも考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、ごみカレンダー、これも前、担当課でお聞きしました。これで年間20万の節減になるというお話でしたけど、私は町民の身近なごみ収集に関わるものを節約するという考え方自体が間違っていると思います。私の組内には高齢者もいます。そして、外国人の方もいらっしゃいます。ごみ集積所にごみをちゃんと入れられない。もうやる気がなくなって、なんもかんも一緒に入れてしまって、あそこで、これは駄目ですよというて、ちゃんと払われるとかね。そういう極端なことは、ざらにあることではありませんけど、やはりみんなが本当に必要な分別をして出すんだなという啓蒙、啓発のためには、よく読めないという方に対しては従来のあのごみカレンダー、あれを再発行して、必要な人には私は配布すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 はい。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再質問にお答えします。

リバースセンター、し尿処理場で、そのし尿の1日に43キロリットルですけど、それでバイオガスが発生できるかできんか、しっかり積算して、できたら提言いただきたいなど。よろしくお願いします。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

ごみカレンダーにつきましては、文字の大きさや掲載方法を工夫しつつ、皆様にご理解いただけるカレンダーを検討してまいります。

以上です。

今村議員 はい、再々。

中島議長 再々質問。

今村議員 今、町長が、し尿でどれだけの電力が発生するのかということのをちゃんと考えているのかという質問をいただきましたが、私が考えているのは、豊郷がやっている生ごみ分別回収をこの広域の湖東衛管4町に拡大すると。それを、あそこはし尿処理施設としても今稼働しています。また、豊郷町も含めて、下水道に関する業者に対する合特の法によりまして、仕事の斡旋もなさっております。そういった形で、今後持続可能な環境を配慮したごみ行政をしていくためには、やはりごみとして処理するのではなく、それを資源にして、今、中東の問題でいろんな日本国の経済、国民生活、すごい影響が出ています。これは今後ともずっと続きますよね。こういう状況下の中で燃料の灯油も上がります。電力も上がります。こういうことを考えれば、先を見越して、2050年カーボンニュートラルというぐらいですから、国は、その低炭素化を向けた、ごみは捨てればごみだけど、資源にして、そして、電力を起こす、そして、地域経済を応援する、こういったシステム作りは、湖東衛管も起債ありませんからね。4町小規模ですから、システムさえつくれば、そのことが活用されて、十分に可能だと思います。燃えるごみを本当に焼却しなきゃいけないごみは、1市4町でそういう対応に協力していくという形もあります。彦根もし尿処理公社ありますから、そういうことも検討材料に考えていただくことは可能でしょうか。

ごみカレンダーは、現実今、非常に困っておられる方がいるのに、賛否両論という話だけで片付けるのではなく、困っておられる方に対しては、拡大する、今のあれを、月々のやつを前の公民館センターの大きさまで拡大して、配布をする。

こういったことはすぐにできると思いますが、いかがでしょう。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

私も以前、し尿処理のところへ、あそこへいろんな牛ふんやら混ぜて、発酵できないかということで視察行ったり、いろいろ研究しましたが、発酵するにはやっぱり豚のふんがいいそうであります。なかなか人ふんだけでは難しい状況もあります。それと、何が一番問題かというのと、それも規模的に少なくて、プラントとしてそれが成り立つかというのがあります。それと、生ごみの回収する方法がどういう形で回収するのか、今もう現在、視察にも行っておりますけれども、なかなか回収の難しい面があります。少ないからこそ、これ豊郷町ではできるんです。これを拡大していったら、プラントがものすごく大きくなって、そして、その回収するのにはやっぱりプラスチックの袋を使う。それをどういうふうに、風でぱっと飛ばすんだと思うんですけど、そういういろいろな問題があって、なかなか踏みきれない。何でですかというのと、相当な金額を投入しなければならないので、そこをしっかりと見極めるまでが大変だということをぜひとも、口で言うのは易いんですけど、できたらそう思っていたきたいと思います。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ごみカレンダーにつきましては、現状、再発行するということは考えておりませんでして、今年度はこのままお願いしたいと思っております。

以上です。

中島議長 次に、行ってください。

今村議員 続きまして、介護保険の第10期策定について問う。町長に伺います。

来年4月から町の第10期介護保険事業計画策定のため、現在、国も町も検討中であります。そこで、3点質問をいたします。

1点目、第9期事業計画を踏まえて、25年、26年の進捗状況と課題について答弁を求めます。

2点目、第10期計画策定で豊郷町が取り組むべきサービスは何だと考えておられますか、答弁を求めます。

3点目、高過ぎる介護保険料や利用料の軽減は進むのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

中島議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の介護保険第10期策定を問うのご質問についてお答えします。

まず、1つ目の2025年、2026年の進捗状況と課題についてでございますが、2025年、令和7年度実績見込み値につきましては、認定者数並びに標準給付費は、介護保険事業計画値と同水準に推移しております。2026年度、令和8年度につきましては、年度が始まったばかりであり、申し上げることは難しい状況でございます。課題につきましては、介護認定者の重度化をいかに防止していくかが重要であると認識しております。

引き続きまして、2つ目の第10期介護保険事業計画において、取り組むべきサービスにつきましては、現段階では、計画策定に係るアンケート調査結果の取りまとめ及び結果の整理を終えております。今後、現行計画の進捗状況の評価や課題の整理等を行った上で、必要な施策やサービスの方向性を検討してまいります。そのため、現時点で具体的なサービス内容をお示しする段階には至っており、申し上げることは難しい状況でございます。

続きまして、3つ目の介護保険料利用料の軽減についてですが、過去の議会でもお答えさせていただいておりますとおり、現在実施している第1段階から第3段階までの保険料軽減については、介護保険法第124条の2でその軽減費用に対しての負担に関する規定が設けられ、実施しています。また、サービス利用料につきましては、法に基づき、サービスの利用負担割合に応じたご負担をいただくものと考えております。町独自の利用料軽減を仮に実施する場合、介護保険事業特別会計で実施することになり、さらに第1号被保険者の保険料に上乘せする形になりますことから、現段階では考えておりません。第10期計画期間に向けた国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

今村議員 再質問。

中島議長 はい、再質問に入ってください。

今村議員 今、課長からの答弁いただきまして、私が質問を間違えていまして、第1期、第1問目の9期事業計画に踏まえて24年、25年、26年ということで、今年度が最終年度ですよね。だから、26、私が聞き間違えて、ここは26年じゃなかったんですけど、でも25年でとんとんだということをおっしゃっておられましたね。ということは、24年の時も、基金がちょっと残ったんですよね。25年でとんとんだということになりますと、計画として、26年、国が、高市首相が強い経済をするためにはケア労働者の介護報酬を上げなあかんということで、3年目に介護報酬改定、途中改定を国が行いました。そういったことで、介護職員、介護福祉士さんなども、9期の初めには下がっていたのが今回上がるよ

うになっておりますが、今、2番目の問題で、第10期計画策定で豊郷町が取り組むべき課題、何と考えておられますかと聞いたら、また、いろいろ問題点は検討中という話ですが、全国ではかなりいろんなことで、各地方自治体が、今度の10期目の介護保険制度をどうしようかということで、問題点がいろいろ出ております。その中で、豊郷町とほぼ似ているなと思うのは、地域間格差というものもあります。ここは都市部に近いので、介護事業所がまだあるから受けやすいのですけれども、それでも居宅介護事業所が減った。高齢者の独り暮らし、高齢者のみ世帯は、これからどんどん増えていきます。豊郷の65歳以上の高齢者の皆さん、できる限り自分らしく、在宅で住み続けたいと。こういう中で、これからの課題は、フレイル、虚弱老人の早期発見と介護認定を受けても重度化を防止する、こういったことが問題として出ておりますが、豊郷では、そういうことに対して第10期策定でどういうふうにやって考えていきたいと考えているのか。

そして、3点目の高過ぎる介護保険料の問題ですけど、政府の介護保険部会では、国が言っているのは、今の保険利用料、原則1割から3割であるが、それを1割を2割にすべきやと。ということは、2割負担、利用料、大きな負担増になります。そういうことを実施したい、ケアマネジメントも今の無料を有料化したいと、こんなこと言っていますね。こういう中で、豊郷の高齢世帯、高齢者、また、介護保険の40歳以上の方が収めておりますが、それについて担当課課長はどのように考えておりますか。

中島議長 すいません、これ暫時休憩。その場でちょっとお待ちください。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時49分 再開)

医療保険課長 はい、議長。

中島議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

フレイルについてでございますが、おっしゃいますとおりに、重症化を防止することが大切だと思っております。今申し上げさせていただける範囲といたしましては、既存で事業をさせていただいております元気力アップ教室、アルファ教室、後期高齢者の保健事業であります一生青春事業など、あと併せまして、疾病から来る場合もございますので、特定健診、健康診断等を啓発してまいりたいと考えております。

次に、被保険者への負担割合でございますが、国の動向を注視させていただきたいと思っております。

以上でございます。

今村議員 再々質問。

中島議長 はい、再々質問。

今村議員 フレイルの問題は、団塊の世代が、今2040年問題とよく介護保険では言われますけど、もう75歳を超しましたので、フレイル問題、また認知症問題、いろんなことが出てきますが、その中で、今、若者が減ってきた中で、独り高齢者、また夫婦のみ高齢者世帯が豊郷町でも増えているんですね。そういう人たちが住み慣れた自宅で住み続けられる、こういったことをやっぱり第10期策定に向けて、豊郷町でもいろいろ認知症対策のいろんな取組とか、生きがいデイサービス、隣保館デイとかいろいろ取り組んでいただいていることは大変いいことだと思っております。でも、これからは地域でいる高齢者が、いかに健康寿命で生きていくか。そういったことを今、横ばいですから、団塊の世代、次は団塊ジュニア世代というのがやってきますけど、それまでにそういうことを重点的に私はするべきだと考えておりますが、それについて見解をお願いします。

それと、介護保険料のことですが、うちの介護保険料は、やっぱり低所得者にはそれなりの軽減措置があります。第1段階、第2段階、第3段階、でも、一番多い集中した4、5、6、5、6、7かな、本人非課税の方たちね。その人たちの世帯で本当に大変な状況、これから国の介護保険に対する国庫負担を増やさないという方向ですから、今のところ、なっていくんじゃないかと心配しております。このことで、やはり負担を増やさず、そしてサービスが受けられる。必要な人には軽減もする。こういったことをぜひ考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

中島議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

高齢者世帯のことをおっしゃってくださいました。高齢者福祉計画に基づきまして、保健福祉課と協働しながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目の低所得者負担を増やさずというところでございますが、やはり先ほど申しましたように、予防的なところも踏まえながら進めていき、保険料の軽減につながっていけるような施策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

中島議長 次に移ってください。

今村議員 続きまして、町独自の物価高騰対策支援の実施をということで、町長にお尋ねをいたします。

物価高や輸入に頼る石油や石油化学製品、肥料などの影響で国民の多くが疲弊してきています。政府による物価高騰対策交付金事業は予算化されていますが、地方自治体の豊郷町でも独自に町民へ支援事業を実施し、町民各層の生活支援、また、町内中小零細業者支援、農業者支援など実施すべきではないでしょうかという下で、4点質問いたします。

1点目、町版の生活支援金の実施を考えていただけませんか。

2点目、町内自営業者に対し、町税の減免、猶予の施策拡充を考えませんか。

3点目、農業者への高騰する肥料や農業資材、燃料費などへの軽減補助の町独自の補助を実施いたしませんか。

4点目、障害者へのこの移動支援は、ガソリン、それからタクシー補助についてですけれども、この補助の今、物価高騰で燃料も上がっていますし、タクシー代もかかります。そういった中で、町の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 12番、今村議員の町独自の物価高騰対策支援の実施をのご質問のうち、私の方からは1点目についてお答えをします。

町からの生活支援金につきましては、先の議会でお認めいただいた全世帯に2万円の現金給付を行うため、現在各種準備を行っているところです。ご理解いただきますようよろしくお願いします。

税務課長 議長。

中島議長 近藤税務課長。

税務課長 私の方からは、2点目についてお答えいたします。

物価高騰による町内自営業者への町独自の納付猶予、減免については、現在考えておりませんが、納付にお困りの方には納付相談で個別に対応していきたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

中島議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の町独自の物価高騰対策支援の実施をのうち、3番目の農業者への肥料や農業資材、燃料費などへの軽減補助の実施についてをお答えいたします。

町独自の軽減補助につきましては考えてはおりませんが、国や県の補助金等を活用して支援をしていきたいと思います。

以上です。

保健福祉課長 議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の町独自の物価高騰対策支援の実施をの④の障害者への移動支援事業補助の拡充についてのご質問にお答えいたします。

町では、障害者等通院費助成事業を行っており、交通費及び燃料費の一部を助成しております。今年度からタクシー助成に関して助成金額の引上げを行っており、今後も継続的な支援事業として考えておりますことから、現時点では拡充については考えておりません。しかし、国のガソリン補助金の動向について注視していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

今村議員 はい。

中島議長 再質問、入ってください。

今村議員 町独自の物価高騰対策支援の実施をということで、今回質問しているんですけども、ホルムズ海峡閉鎖ということが、日本にとっては、ホルムズ海峡を通過して、原油やほかの資材もいっぱい入ってくる、9割は入ってくるという中で、今ナフサが不足していますが、国は200日分ぐらい原油は備蓄しているから、目詰まりが起こっているだけだと、こういったことをおっしゃいますけれども、ナフサにしても、結局、国内で100パー自給していないんですよね。韓国や東南アジアとか、輸入してやっているわけじゃないですか。だから、今、全世界的にエネルギーという問題では、自国を優先する、こういった傾向が高まってきています。お金を出したら入れてくれるわけじゃなくなっているんですね。今の時代。また、食料についても一緒ですよ。日本の食料自給率、カロリーベースで3割ですから、ほかのものはみんな、アメリカやら中国やいろんなところから輸入して、そういう中で食料安全保障の観点から言えば、日本の国民の食糧は日本で自給できるぐらい、完全自給できるぐらいの農業支援は当たり前じゃないかと私は思っております。だから、そういう観点で、今まで日本は、公社を通じてお金を出せばみんな入ってくるから、輸入の安いやつ買ったらええとかいろんなことを考えて、日本の経済回っていましたが、今回のホルムズ海、この原油ショックというのは、もう日本の経済や国民生活に未曾有の破綻を来すような重大な今時点になっていると私は思っております。政府の認識が弱いんじゃないかと思います。

そういった中で、国がやった物価高騰対策で、課長がおっしゃったように、2万円の給付は国の懐の財調の中から出るんですが、豊郷町でも現金給付はできなくても、町がやっている施策でさらに上乗せしますよって話はあると思うんですよね。そういう形にしても、やる気があればできると思いますが、考えられませんか。

2 番目の自営業者、今もう仕事がなくって、倒産、廃業、これがもう本当に豊郷でも現実的に起こってくるんじゃないかなと懸念しています。こういう中で、やはり町税や国保税、その他、減免、猶予というのは、コロナパンデミックのときにも国もやりました。そういうことを考えたら、豊郷も取り組むべきだ、そういう事態が刻々と迫っていると私感じているんですが、考えませんか。農業者、国・県からの補助があると。じゃ、それに対して僅かでも町も補助金を上乗せするとか考えられませんか。障害者の移動支援、タクシー補助が若干上がったと。町のタクシー補助の見たったら、両方とも 2,000 万と書いてありました。例規集で調べたら。だから、私はガソリン代の 2,000 円、ごめん、2,000 円は、もう今の時代少ないんですね。豊郷病院とか地元の病院、個人診療所に行っても、どこどこに行きなさい。彦根市民病院、滋賀医大、ほいで、また日赤、長浜まで行きなさいと言われたら、もうその交通費に全然足りないと。そういうことをやっぱし言われる障害者の方少なくありません。そういうことも踏まえて、やっぱしガソリン代についても、タクシー補助と同様に、今回タクシー補助はどんだけ上がったんですか。それも教えてください。

総務課長 はい、議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをします。

いろいろ言うていただきましたが、報道によりますと、ホルムズ海峡を通過したタンカーがもうすぐ日本に着くでありますとか、石油、ナフサをはじめとする石油製品については、今増産を行っており、今後逆に価格が下落するという報道も出ている部分もございます。これについては、報道に惑わされない、一喜一憂しないようにというふうに情報の精査をしていかなければならないと思っております。

また一方で、国は、昨日でしたか、今日でしたか、3.1 兆円の補正予算をされておられます。これにつきましても、また、各ご家庭への支援も盛り込まれているように聞いておりますので、また、町の方へ配分が来れば、さらに追加のご支援ができるのではないかというふうに考えております。あと、ほかのことにつきましても、国・県の補助金でということで町が上乗せという部分もおっしゃっていただきましたが、全て 10 分の 10 来る補助金だけではないということもご理解いただいて、何分の 1 かは町が持っている部分もあるということもご理解いただきたいと思いますし、また、3 月議会で 3 つの基金を廃止して、財政調整基金に繰り入れたというような町の厳しい財政運営の状況をご理解いただければ、このような提案もなかなかという部分があると思いますので、ご理解をお

願いたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

中島議長 はい、近藤税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっていただきました、先のコロナに関しまして国の減免制度がございましたので、国の制度改正を注視したいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

中島議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質問にお答えをいたします。

現在のところは考えてはおりませんが、国や県の施策を注視しながら、速やかに情報提供等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

タクシー助成に関しましては、760円上がりました。

以上でございます。

今村議員 はい。

中島議長 再々質問。

今村議員 町版生活支援の支援金実施をということで、課長は冒頭、情報に惑わされるなというようなおっしゃり方をされましたけれども、私は、日本の今の経済というのは本当に危機的な状況だと考えております。まず、円安です。それから、今、長期金利が上がってきました。政策金利もまた日銀は上げなあかんと言っています。そうなってくると、物価高とインフレが同時にどーっと進行していくわけです。そうなったときに、残念なことに日本はそれに、物価高に合わせた給料、年金の上昇はない国ですよ。はっきり言って。上昇すれば、物価が上がってもやりくりできるんですよ。でもそういうことがない日本の状況。そして、今まで潤沢な外貨も持っていましたから、エネルギーの原油にしたかって、また、食料にしたかって、十分に輸入が可能だったんですね。でも、それが今後非常に日本の高市首相は、強い日本ということをすごく意識していますが、日本経済の破綻ということも示唆する、そういう経済学者もいますが、そこまではいかなくても、確実に日本の経済は落ちていっています。そういう中で、石油に関する化学

製品ももう高騰してきています。これから下がることはありません。安くなるかもしれない。米かって去年のあの価格から、それほど下がっていませんよね。だから、そういう時代を迎えるに当たって、豊郷町では中小企業・小規模企業振興基本条例というのが制定されています。その第1条の目的に、中小企業・小規模企業の成長、発展及び地域経済の活性化を図り、町民の生活向上に寄与することを目的とするとあります。だから、この豊郷でやっぱし地域経済が円滑に回っていくためには、町内のいろいろな中小企業、また零細業者の皆さんに対しても、これは基本条例の中でそういった支援も必要ということも書かれております。こういうことを、最後の障害者のあれでは、タクシーが760円上がったと。今、彦根の市民病院に行くのに幾ら、そら、愛のりタクシーに乗って行ける人はいいですよ。行けない人がタクシーで行けませんよ。そういうことを考えておりますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

中島議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

質問が最後までしていただけなかったもので、どの部分にお答えさせてもらうかがちょっと難しいんですけれども、物価高に関連して給料が上がっていないというようなくだりもありましたけども、町の当初予算見ていただいたら分かると思いますけども、ここ何年かで何億も上がっているというのは、先の3月議会でもお話しさせていただいたとおりです。民間企業についても、毎年報道で春闘で何万円上がった、何万円上がったというのが報道されています。物価高のペースに追いついているのかどうかというところについては、私も難しいですけれども、一定上がってきているんであろうというふうに思っています。

また、それ以外につきましても、コロナのときのマスクしかり、昨年、一昨年の米の話もしかり、今回のごみ袋もしかり、報道にあおられたせいで全部品不足になっていると。町内のごみ袋につきましても、一部店舗では買えないところがあるというふうには聞いておりますけれども、在庫は潤沢にありまして、慌てて買い占めていただくような必要はないということをやかましく言っているものの、やはり一部報道にあおられて、そういう買占めが横行しているというふうには聞いております。今後もいろいろな情報に接して精査しながら、調整をいろいろ方針を策定していきたいと思っています。

以上です。

中島議長 もう時間です。

それでは、暫時休憩いたします。再開は13時30分から。

(午後0時13分 休憩)

(午後1時29分 再開)

中島議長 再開します。
再開する前に、辻本議員から早退の旨連絡いただきましたので、ご報告します。
次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 はい、議長。

中島議長 井上喜美子君。

井上議員 それでは、町長にお伺いします。

上下水道料金の福祉の減免を問うことについてですが、上下水道料金の福祉減免は基本料金や一定使用料の水道代、下水道使用料を免除、割引するなどの支援制度のことです。私が調べた範囲では、全国で福祉減免を制度化している自治体があって、対象要件にはそれぞれ違いがあります。制度化している自治体を挙げると、東京都で26市町、広島市、山口市、名古屋市、川崎市、枚方市、泉佐野市、与謝野市、そのほか愛知や三重、岐阜などで介護制度を基準とした減免を実施しています。主に経済的負担の軽減と衛生管理の維持という2つの理由に基づくものですが、今回私が取り上げるのは、寝たきりの介護に対する福祉減免です。そこで、以下のことについて答弁を求めます。

1つ目、要介護の認定者は何人いますか。

2つ、寝たきり世帯への上下水道料金の福祉減免を制度化できませんか。

3つ目、物価高騰の中、社会的弱者への支援を強化するお考えはありませんか。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 井上議員のご質問のうち、1つ目のご質問についてお答えします。

要介護の認定者数でございますが、303人でございます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の上下水道料金の福祉減免を問うのご質問にお答えさせていただきます。私からは、2点目の寝たきり世帯への上下水道料金の福祉減免を制度化できないかについてのご質問にお答えします。

寝たきりの状態の方がいらっしゃる世帯におかれましては、介護や見守りなど、多くのご負担を抱えておられるものと認識しております。本町におきましても、そういった方の負担を軽減するために必要な支援として、紙おむつ支給事業

を実施しております。また、在宅高齢者支援助成金事業、緊急通報システム事業など、町として総合的に支援事業を行っておりますことから、現在のところ、上下水道料金の福祉減免を導入することは考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目の社会的弱者への支援を強化する考えはないかのご質問でございますが、他の自治体を参考にしながら、様々な施策を行っておりますことから、現状のところ支援事業は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中島議長 再質問ありますか。

井上議員 はい。

中島議長 はい、井上君。

井上議員 今できないという答弁ですが、在宅での寝たきり介護では、清拭、頻繁なおむつ交換、大量の洗濯等が必要となり、健康な世帯に比べて水道使用料が必然的に大きくなり、家庭を圧迫しているという声があります。健康維持の観点からも、床擦れ防止、小まめな洗濯や加湿器の使用など、生活に不可欠な水の使用量が多くなり、料金が高くなるため、その負担を和らげる目的があると考えます。また、所得が限られる世帯においては、経済的理由で水の使用料を控えることは、本人の健康悪化や感染症リスクを高めることにもなりかねません。このことから、生活するためにやむを得なく追加的な費用がかかってしまう方に対し、公的な仕組みでその差を埋めようとすることは、福祉の観点からも理解されることだと考えます。さらに言えば、施設から在宅へという国の政策方針に合わせ、家族の経済的負担を軽減し、在宅介護の継続を支えるための公的支援として不可欠と考えます。財源のこともあると思いますので、すぐには言いません。簡単に言えば、お金がないからといって清潔な生活や健康を諦めさせないために、この制度は絶対に必要やと考えます。一度考え、検討される必要があると思いますが、考えはございませんか。

保健福祉課長 はい、議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 井上議員の再質問にお答えいたします。

町としても、今議員のおっしゃるようなこと、確かにそういったことはあると思っておりますし、認識はしております。ただ、町としましては、特定の対象の方に限定するのではなく、幅広い世代を対象として総合的に福祉施策の方を推進しております。今後も世代間のバランスにも配慮しながら、必要な支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

いと思います。

中島議長 再々質問ありますか。

井上議員 はい。

中島議長 はい、井上君。

井上議員 ご理解お願いしますも分かりますが、上下水道事業は、加入者が支払う料金で運営される独立採算制が原則だということは分かっていますが、福祉減免は水道事業としてのサービスではなく、行政全体の福祉施策です。そのため、上下水道事業が赤字にならないように、町の一般会計から上下水道事業会計に減免相当額を繰り入れることが一般的で、加入者との公平性が保てると考えますが、見解を求めます。

保健福祉課長 議長。

中島議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 井上議員の再々質問にお答えいたします。

まさしく議員のおっしゃるとおりでございます。ですが、町としましては、先ほども申し上げましたけれども、いろんな世代の方にバランスよく、いろんな施策を行おうと思っておりますので、またその辺をご理解いただきたいと思います。

中島議長 次に行ってください。

井上議員 町長にお尋ねします。次、自転車の利用による改正道路交通法の遵守という入学助成事業についてです。

2023年4月1日から全国一律で年齢を問わず、全ての自転車利用者がヘルメットを着用する努力義務が課せられ、2年が経過しました。さらには、今年4月に改正道路交通法（自転車への青切符制度）が施行され、信号無視や一時不停止、携帯電話を使用しながらの運転（ながら運転）など、自転車のルールが遵守が厳格に求められています。これは罰則（青切符）がない、ヘルメットを着用しなくてもよいというものではありません。何よりも命を守ることから改正されたものであることはご承知のとおりです。

さて、令和5年6月定例会の質疑において、教育次長の答弁では、努力義務化したので、授業や部活動で自転車を使用することがあるので、中学生に支給した。来年の新1年生にはヘルメットの購入費として、入学助成金の額を5,000円増額して2万5,000円にするか、また、既にヘルメットを購入している家庭もあろうかと思うことから、二重の投資になり、そこら辺にそごも出てくるという答弁でありました。授業や部活動で自転車の使用を認めているのであれば、子どもたちに命を大切にする観点からも、自転車を利用する際のルールを徹底す

るような取組が必要であると考えます。そこで、以下の質問をします。

まず、確認しますが、中学生の入学助成金は、ヘルメットの購入費を含めて2万5,000円であると理解してよろしいですか。また、本来、命を守るためのはずのヘルメットを着用している児童生徒を見かける機会は少ないと思います。この現状をどのようにお考えか。また、授業や部活で自転車を利用した実績をお聞きしたいです。

次に、この改正道路交通法、自転車を運転する全ての人が規制の対象となります。このことから、教育委員会ならびに学校では、子どもたちに対してどのような指導を行ってきたのか、また、行っているのかお聞きします。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、井上貴美子議員の自転車の利用者による改正道路交通法の遵守と入学助成事業を問うのご質問にお答えします。

1点目の中学生の入学助成金はヘルメット購入費を含めて2万5,000円と理解してよいかですが、ヘルメット購入費を含めての2万5,000円となります。

2点目のヘルメット着用の児童生徒を見かける機会が少ない現状については、これまで各校でヘルメット着用に係る指導を行っていただいておりますが、引き続き学校での指導をお願いしたいと考えております。また、授業では、1年生のふるさと探訪及び2年生の職場体験学習での移動に使用しており、部活動では再登校部活や休業日、長期休業中の活動のみ使用しております。

3点目のこれまでの指導等については、村岸議員の一般質問にてお答えしたとおりです。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

井上議員 再質問を行います。

改正道路交通法は、自転車の利用者全てが守る法律であります。このことから、町がヘルメット購入による費用を助成するのではなく、改正道路交通法を遵守していただけるよう理解を求めるとともに周知することが喫緊の課題ではないかと考えます。そして、ヘルメットは自転車の利用者それぞれの責任においてご用意していただく。子どもであれば保護者、大人であれば自分で用意されるよう促すことが、町としては今非常に重要と考えますが、いかがですか。

また、結果として、ヘルメットは入学助成金支給の対象外とはなりますが、入学助成金を中学校入学予定児童、対象児童1人につき2万5,000円はそのまま

まに、小学校入学予定対象児童１人につき１万円を１万５,０００円にすることによって、公平性を保ちながら、より子育て世帯の経済的負担を軽減することになるのではないかと考えますが、いかがですか。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

自転車のヘルメットについては、当然遵守の方は促していくということです。それにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、当然学校の方で指導の方をしていただいておりますし、その指導については引き続きやっていただくという部分と、当然子どもさんが自転車を利用する場合は、保護者さんの方からやっていただくものでありますので、保護者の方には、以前から啓発の方をしておりますが、再度啓発の方をしてまいりたいというふうに考えております。町全体の交通安全という部分に関しまして言うと、教育委員会の事務範疇ではありませんので、答弁の方は差し控えさせていただきたいと思います。

あと、小学生の入学助成金の増額をとということですが、小学生については、自転車の方は各家庭の方でご用意されて、各家庭の方でヘルメットの方を買っていただいておりますので、それは入学助成金に限らず、入学助成を、小学生になる前から自転車の方は利用される子どもさんもおられると思いますので、それについては各ご家庭でご利用していただきたいというのと、２万５,０００円、入学助成金２万円から２万５,０００円に増額したのは、授業で使うので、中学校については５,０００円を増額したという経緯の方ございますので、ご理解の方よろしくをお願いします。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

井上議員 議長。

中島議長 はい、井上君。

井上議員 ヘルメットの助成は、部活で使うとか今言われていますけど、部活に入っていない児童生徒の方もおられますよね。全員が全員、ヘルメット支給の対象になるんですかね。入学助成金に５,０００円、ヘルメット代を含めての５,０００円でしたら、小学生の方にも、家庭が買うて与えるというのも分かりますけど、部活に入っていない子どもさんにも入学助成金に５,０００円プラスしてヘルメット代として助成しているんですから、小学生の入学児童する子も状況的には同じじゃないですかね。なぜ公平性を保てないんですか。

教育次長 はい、議長。

中島議長 はい、西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、井上議員の再々質問にお答えしたいと思います。

入学する段階でどの部活動に入るかが分からないという部分がありますので、全ての方にヘルメットの助成、ヘルメットを支給する代わりに助成金を5,000円増額している部分と、当然先ほども答弁で申し上げましたとおり、授業でも使いますので、その分ヘルメットの方は支給、ヘルメット分として2万5,000円を5,000円増額しているということでございます。

以上です。

中島議長 次に、河合勇君の質問を許します。

河合議員 はい。

中島議長 河合君。

河合議員 それでは、町長、大町墓地についてを問います。

私は、これまで墓地条例のことについて繰り返し一般質問を行ってきました。墓地の既存設備取替処分を行政担当課、町長に許可なく現職議員と親族関係に当たる業者が関与し、その過程で、議員自らが議員バッジを着用して、日栄区自治会、杉区有志一同、大町は、議員親族とその他の一部に寄附を募りに行ったことは明白であります。複数の証言を得ています。当該議員は知らないと言いましたが、私が回答を求めた公開質問状の回答では、たまたまついていたのではと回答がありました。ここに確たる証拠の答案書があります。意味することは、バッジをつけて寄附集めに回っていたという記述であります。町民から見て、誰が責任者か全く分からない形になっています。

また、当該設備の取替工事費において、集められた費用から工事代金を差し引いた残りの金額、いわゆる残金が発生し、貯金したと書かれたチラシが墓地に貼られていました。ここにもその回答が大きく掲載をしております。しかし、残金のその後については、公表もされていません。これでは、町民の負担金や自治会費の適正な管理ではありません。私が行った3月定例会の一般質問で、町長はしっかりと9月までには答えを出させていただいて、また、皆さん方に何らかの報告ができると思いますという答弁でありました。私は、なぜこの6月ではなく9月なのか、私は疑問に思います。本町の墓地条例第4条には、墓地の管理者は町長であると明記されています。これまで私が行ってきた一般質問に対して、町長は一言声をかけていただいたらありがたかった、担当課長は許可した覚えはありませんと議場で明確に答弁されています。一方で、長谷川貴康は、担当課に許可をもらったと周囲に説明をしています。町として正式に確認した結果、どちらの説明が事実だと認定しているのか明確にお答えください。

また、町長が結論を9月に先送りにした理由は何でしょうか。町の管理設備を行政の許可なしに取り替えたことが許されるものではないと思い、考えませんか。当該議員が町に対して行った行為を町長はどう思われているのか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 河合議員の大町墓地について問うのご質問にお答えをいたします。

まず、発言の矛盾についてですが、2025年9月議会の河合議員の一般質問でお答えをさせていただいたとおりです。本会議での答弁は重いものと捉えております。

続いて、9月と答弁した理由につきまして、条例改正をするに当たり、年度替わりでもあったことから、9月とお答えをさせていただきました。

最後に、町に対して行った議員の行為についてですが、今日までも弁護士に相談をしていましたが、再度弁護士に相談したところ、今回の件について、町としての損害が考えられないため、対応のしようがないということでした。また、議員が寄附を集めたことや、その後の寄附金の管理について、町執行部は調査をする立場にないことから、当局からの対応は難しいと弁護士から回答を頂いております。

以上です。

河合議員 議長。

中島議長 はい、河合君。

河合議員 町長、課長、これまでの一般質問において、今の課長の答弁はぶれていないと感じました。しかし、私の一般質問においての答弁で、町の資産管理や説明責任において、一般論や個人の問題と言っているように受け止めました。この中にも個々の問題と思っている議員がおります。当該議員の行為を個人的な行為といった趣旨で捉えているのであれば、町民の感覚と町の認識がかけ離れていると言われてもやむを得ません。寄附を求められた町民の多くからは、この人はどこのどなたかということが分からない。誰が責任者なのか分からない。残金はどうしたんやろうと私に町民の方々の声は聞いております。私には分からないとしか答えられません。さらに、3月定例会の閉会後に長谷川貴康氏は、俺と息子は既にJA金融機関に通帳があるから、作れないから、俺が家族を連れていき、家族名義の口座で貯金している通帳は俺が持っていると私に（マイクオフのため聴取不能）しました。つまり、チラシの名義上は、議員の息子、実際に集金しているのは、長谷川貴康氏本人がバッジをつけて寄附集めを行った。残金は代表と

している息子と違う議員の家族名義で集金し、通帳は、長谷川貴康氏が持っているという構図であります。町は町民の常識感覚から見て適切と言えるのか。町民からは強い違和感や不信の声があります。

問題点は、2つあると思います。1つは、実際の行為者である長谷川貴康氏が前面に出ず、名義上は息子さんを表看板として、当該議員が息子名義のチラシを持ち歩き、町民の家を回り、集金していること。さらには、寄附で集めた資金から工事代金を支払った後の残金を家族名義の通帳にし、その通帳は当該議員が持っている、自ら言ったこと。公の金と書いて公金でしょう。公金を私物化する。言語道断の話ですよ。

もう1点は、最も問題があると考えますが、町の所有物である設備を町に相談もしないで、長谷川貴康氏が自分勝手に処分したこと。寄附行為は誰が責任を持って集め、管理し、説明するのかが明確であることが重要です。名義と実際の行為者がずれていることは、それだけで説明責任や信憑性の面で大きな問題だと捉えています。実際に寄附集めに回った長谷川貴康氏とチラシの名義が食い違い、寄附の責任自体が町民から見て不明確のままであり、極めて不透明な形になっています。結果、町の資産を許可なく処分するといった行為がなされた。今回の具体的な事例に対して、一般論ではなく、町としてこうした行為を許容するのかが問われています。町として問題があると考えなのか、特に問題はないと考えるのかを答弁を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えをいたします。

町はどうだということですが、先ほど課長がお答えしたとおり、損害を与えている状況ではないので、なかなか処分のしようがないというのが一応こういう方向でありました。しかしながら、私も議員をしていた立場でありますから、議員というのは、やはりモラルと議会活動のルールというのがあります。それに基づいて行動を行うのが、それが議員としての活動であると思いますので、それに抵触するようであれば、それぞれ議員が、自らが説明責任を果たすものであると思っています。どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

河合議員 はい。

中島議長 はい、再々質問。

河合議員 町長、先を読まないでください。質問しようがない。私は伊藤定勉町長を信頼し、支持をしています。強面で口の悪い、浅学非才な私ですが、ここにこうして立たせていただいていることを感謝しております。議員は選挙によって選ばれ

た住民の代理、代表であります。主催者はあくまでも住民であり、議員は住民から信託を受けて、その声を行政に反映させるために働くものだと思っております。しかし、長谷川貴康氏は、私が自ら率先して除草などの地域活動を行うんやとの主張に対し、俺がしたらあかんのやと。みんなを集めて、させなあかんのやと。俺は住民を指導しなあかんのやと。俺は住民を指導する立場やからと反発してきました。私は、長谷川貴康氏の住民を指導するという上下関係のような捉え方は非常に危険な考え方であり、本来の民主主義や地方自治の仕組みとは異なることだと強い憤りを感じております。私からすれば、議員に住民を直接指導、命令する権限などはありません。こうした発言をする長谷川貴康氏と2人では一切の話はいたしません。必ず1人以上の別の人に入ってもらうしか、私は話をしません。その中で、耳を疑うようなことは次々と自ら証言してきます。私には理解ができない。町長は、先ほど言われたように、私よりも先に言いましたけども、言いますけども、町長は現職の町長であります。以前は議員も経験をされていますよね。町政に携わる者としてどのように思われているのか。先日の長谷川貴康氏の討論で、民意も聞かず、質疑云々と言いました。質疑も何もしないで、この者は何を言っているのか理解ができない。それならば、忠霊碑、今回のような条例と違反行為をし、その他いろいろありますが、民意を聞いてやっているのか、説明責任を果たしてはどうですか。

そして最後に、一言忘れました。ちょっとすいません。今回の事案について、議員は、秩序と品位に責任が問われます。本町に損害金の発生がなければ、条例違反は認めるのか。また、どのように認識しているのかと思っております。

そして最後に、再発防止策とルール整備について問います。今回の具体的な事例は、町としてのガバナンスと倫理意識が問われる事実であります。仮に、現行の条例や規則では明文の禁止規定がなかったとしても、住民の常識、社会通念から見れば、到底容認できない行為であって、まかり通るようでは町政への信頼は失われると思います。このようなことがあっていいのか、現実を諮問機関にお尋ねください。私は、次の9月定例会にこの場の議場で再度質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、河合議員さんの再々質問にお答えいたします。

この件も含め、先ほど話がありました清掃の件、その他もありますけれども、先ほどもその立場にないということで、発言は適切か適当でないかも分かりませんけれども、これはやはり、私の思いとしては、これは議会活動がいいのかど

うかという形になってこようと思いますので、豊郷町議会でしっかりとこれは議論されるべきだろうと思います。それとはまた、町のやっぱり弁護士がおられますで、行政だけでなくして、町の議会事務局もしっかりと相談されて、それぞれが理解をしてもらうのが最適だと思います。それと、条例もいろいろあります。しっかりやっぱり守らないかんということでもあります。

前は、ある議員さんから、財務規則云々で、うちの職員がやはり繰越金が2分の1ない言うて絶えず、議会のたんびに質疑をされとって、それはそのようにルールを守っていなかったんですけれども、あれも途中で定期を切ると、やっぱり利息がつかないっちゃうこともありますから、そういう形の中でずっと来ていたことが、最近はきちっとそういう形で処理はしていただいておりますけれども、罰則がないっちゃうこともありますし、それで、一応きちっと分けて弁護士には相談したことはありませんので、その流れで管理するとなっている、それは町のものだろう。それで、議員が撤去して、新しいものをつけたという形の中ですから、区分けして、それをまた弁護士に相談させてもらって、また、説明もさせていただく。

それと、今度の9月議会までにはやはり条例改正して、現実にあった形なり、そして16ある集落への対応等を考慮しながら、公平なそういうような管理条例をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中島議長 次に、長谷川貴康君の質問を許します。

長谷川議員 はい、議長。

中島議長 長谷川君。

長谷川議員 よろしく申し上げます。町道の安全管理について質問します。

令和8年9月1日から道路交通法改正により、中央線のない生活道路は制限速度が時速30キロメートルに引き下げられますが、本町では、住民や交通車両に向けて注意喚起や対策をしていくのか。例えば、私は大きな文字で斜線表示や縦看板で、スクールゾーンや生活道路につき減速といった注意喚起をして、歩行帯を広げて車道側を狭くするとか、車がスピードを出せない道路環境づくりが必要と考えますが、特に学校周辺や商業施設へつながる道には必要と考えます。町長はどのように考えておられるか、お答えください。

中島議長 順番違うよ。道路安全管理について①と②はもうええのかな、②。

長谷川議員 ②町道に接する常時水が流れている水路があります。民家に接して生活道路と認められるところには、防護柵やガードレールが必要と考えます。4月に事故の起こった町道17号線、水路の底まで90センチ、そこと八町石畑団地、町道145線、高低差が1メートル30センチ、143号線、安全対策を、143

号線とつながるところは街路灯が1個もありません。こういうところの安全対策を講じる必要があると考えますが、お答えください。

地域整備課長 はい、議長。

中島議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、長谷川議員の町道の安全について質問しますにお答えいたします。

まず、①令和8年9月1日から道路交通法の改正により、中央線のない道路は時速30キロに変更となりました。町の道路事情は皆さんご存じのとおり、よい環境とは言えません。中央線がない道路ばかりです。道路幅が狭いということは、各自気をつけて運転いただいているということでございます。現段階では特に注意喚起を考えていません。また、外側線を引き直す際は、できるところは、既存の外側線より内側に引き直しをしております。また、現在、歩道の確保のため、石畑ではオープン水路の部分の改修を行い、道路幅の確保を行っております。

次に②、まず、今回の事件で亡くなった方がおられ、追悼の意を表します。豊郷町のほとんどが生活道路であります。歩行者・自転車用柵の場合は設置基準があり、道路の状況によって設置とあります。議員の指摘があった場所は確認しましたが、地域整備課では特に問題がないと考えております。

また、①と八町石畑団地の件も同様ですが、道路に構造物を設置する場合、慎重に行う必要があります。中山道下枝にオレンジのポールを設置しましたが、たくさんの苦情を頂いております。あと、議員の要望によっての対応は控えさせていただきます。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

長谷川議員 議長。

中島議長 はい、長谷川君。

長谷川議員 議員の要望というよりも、議員というものは、本人が要望しているんじゃないんですよ。地域住民の声を聞いて要望しているんです。その辺だけ、お間違いないようにお願いします。

豊郷町の条例を見ていくと、生活安全条例というところがありまして、そこには、生活環境の整備を行うことにより犯罪や事故を防止し、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする、そういう文言があるんですね。そこには町の責務として、幼児及び児童生徒の安全を確保するための施策、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化、犯罪、事故等の防止を目的とする環境整備、ここですよね。事故等を防止する目的とする環境整備。条例にちゃんと書かれてあるんですよ、これ。あなたたちは、住民、

議員に条例を守れ、守れと言って、条例に書かれることを実行しないんですか。
高齢者の安全、生活安全のための施策。

河合議員 守れよ、守れよ、条例を。

長谷川議員 やじは嫌い。

河合議員 よう立ってしゃべっとるわい。

長谷川議員 生活環境というところを調べてみると、自然的・物理的環境の中には、道路、公園、インフラといった人工物があります。そういうところを環境整備して、直していかなあかんというふうに掲げているんですけど、この文言について、課長はどう思われますか、町長どう思われますか。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 長谷川議員の再質問にお答えします。

生活安全条例で掲げている道路の整備につきましては、道路というのは、安全な面もありますし、危険な面もあります。特に非常に危険な面というところは、よく交通事故が起こります。そういうところの安全対策をしないというふうに僕らは捉えております。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

長谷川議員 議長。

中島議長 はい。

長谷川議員 交通事故なんですけど、自転車で、4月の事故なんですけど、自転車で転んで、そのはずみで川にはまって下流まで流された。それは事故ではないんですか。今度、またこういう事例があったら、起こったら、そのときは誰が責任を取るんですか。今ここで私はそれを指摘しているんですよ。こういうところがある、こういう事例があった。どういう対策をしていくのか、それを聞いているんです。危険なところは、人の命を落とすようなところは、ちゃんと行政が直していかなあかん。直していけるのは行政だけです。町長の答えをお願いします。

地域整備課長 議長。

中島議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 長谷川議員の再々質問にお答えします。

今回の事件につきましては、5月21日に警察の方に事情を聴きに行っております。警察の方でも、今回は事故ではなくて、事件、人的な関係で事件だということですのでございますので、特に対策は考えないということでございます。

中島議長 次、行ってください。

長谷川議員 ごみカレンダー、ごみステーションについて質問します。

今年度のごみカレンダーは、お年寄りには見づらい、元に戻してほしいという声を何人もの方から聞いておりますが、元に戻す考えはありませんか。お答えください。

それと、ゴミステーションですが、休止中の自治会に住んでおられる住民の方から、近頃は近所の住宅も増えて、ごみがあふれているときや、燃えるごみ、燃えないごみが混ざっているときがある。何とかできないのかとの声を聞きます。ごみステーションを修繕や増設するためには補助金を使えないのかと担当課に相談に行きましたが、活動中の自治会は使えるが、休止中の自治会は全額使用者負担でお願いしておりますとの答えです。現実問題として、全額使用者負担にするのは難しいと考えます。町としても実態の把握を行った上で、住環境や環境衛生の観点から、あらゆる方法を検討いただく必要があると考えますが、答弁を願います。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、①のごみカレンダーにつきまして、先ほどの今村議員と同じ答弁になりますが、配布いただく皆様のご意見による負担軽減や近隣市町のごみカレンダーの状況、本町の予算削減の一助を考慮し、作成をさせていただきました。住民の皆様からの賛否、ご意見を頂戴しておりますので、参考にしながら工夫してまいります。

次に、②のごみステーションにつきまして、長谷川議員から見せていただいた写真では、燃えないごみの袋と燃えるごみの袋がステーションの中に一緒に入っており、ステーションの外にはペットボトルが捨てられていました。ステーションの大きさが合わないというより、収集日を守っていただくようにとお話しさせていただいたかと思えます。現状、ステーションの管理等について、お困り事があった場合、利用者の方から住民生活課にご一報いただきましたら、ステーションの利用者の方や字の区長様、回収業者様のご意見をもらいながら、あらゆる方法を一緒に検討してまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

長谷川議員 はい。

中島議長 長谷川君。

長谷川議員　　今、容量云々と言いましたが、これは町側が見せてくれたやつですね。俺が見せた写真もあります。ということは、1回だけの現象じゃないんですよ。こういうことが何回もあると考えた方が、当然のことじゃないですか。ということは、やっぱりごみステーションの容量が足りない面もある。利用者が混在して、ほかしている面もある。それは事実ですよ。事実だけど、そういうことを解決していかなく、町の美化とか、そういう衛生環境とか、そういうなんが成り立っていかないと思うんですよ。そこで、今現在、大町区は休止中です。そういうことを町が主導してやっていってもらえることはできないですか。

河合議員　　町と分別とうちは関係ないぞ。個人の問題やぞ、分別は。

長谷川議員　　個人の問題じゃないですよ。

河合議員　　しゃべれって、前向いてしゃべれ。

長谷川議員　　議長、ちょっと静かに。

中島議長　　どうぞ進めてください。

長谷川議員　　本来ならば、私たち大町区民がやらなあかんことです。それは分かっているんですよ。分かっているんだけど、今現在、誰がそこを使用しているのか、そういうことも私たちには分かりません。

河合議員　　今言うたやないけ、おまえ。（マイクオフのため聴取不能）

中島議長　　河合議員、少し。

どうぞ、進めてください。

長谷川議員　　住民の人が、私に言っても、町の方に言ってくれと言われたら、個人が分かっちゃうので電話できないとか、そういう考えの人がおるんですよ。だから、町の方から声をかけてあげることにはできないんですか。その辺をよろしく願います。

住民生活課長　　議長。

中島議長　　はい、森住民生活課長。

住民生活課長　　長谷川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今見せていただいたごみの写真ですけれども、その下には空き缶が入った燃えるごみの袋が5袋ぐらい入っているかと思います。そちらのちゃんと分別されていない袋につきまして、うちの方もバツのシールを貼らせてもらいまして、しっかり出してくださいということで、置いたままになっています。その上にまた燃えるごみの袋とかを置いていただいているかと思いますが、まず、ステーションを利用されている方からご一報いただきたいということで、お伝えさせていただいたと思うんですけれども、お1人だけではないと思いますので、そのステーションのある周りの方は、多分そちらのステーションをお使いだと思いま

すので、今、利用者の方からうちの方には何の連絡もないということが、まずどうなのかということもあるんですけども、うちの方も、そのステーションがどなたの方が利用されているかというところまで把握できておりませんので、周りの皆さんにお聞かせいただきまして、何が困っているのか、今しっかりと分別をしていただいて出していただくことはできないのか。また、そのステーションについては、鍵がかかっていないということをお伝えいただきましたので、もしかしたら、そのご近所の方じゃない方が捨てられている可能性もありますので、その辺りを一緒に、利用者の方と役場と考えていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

長谷川議員 議長。

中島議長 はい、再々質問。

長谷川議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、今現在、このごみステーションがもし壊れたときに、何年後かに壊れたときに、大町区が再開していたら補助金とか使えます。でも、今現在、休止中なんで使えない。大町区と同じようにどこの自治会にも入っていないけれども、ごみステーションがある。そういうところのごみステーションの修理費も自己負担で全部やっていかなあかん。それでは町民に対する公平性、それを考えると、やっぱりみんなに同じように補助金を交付できるようなシステムにやっていかなあかんの違うかというふうに考えるんですが、よろしく答弁お願いします。

住民生活課長 議長。

中島議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 長谷川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今の補助金の要綱では、区長様の申請によるものというようになっておりますので、今現状、ステーションの修繕と設置についてはそのルールしかございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

河合議員 補助金制度、知っているか。補助金制度。（マイクオフのため聴取不能）把握せい、把握を。全額負担なんかあり得へんぞ、おまえ。

中島議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時２４分 散会）